

第三十四回国会 参議院建設委員会會議録第九号

昭和三十三年三月三日(木曜日)午前十一時五十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 岩沢 忠恭君
理事 稲浦 鹿蔵君
松野 孝一君
武藤 常介君
田中 一君

委員

小沢久太郎君
小山邦太郎君
櫻井 三郎君
田中 清一君
米田 正文君
内村 清次君
武内 五郎君
永岡 光治君
安田 敏雄君
田上 松衛君
小平 芳平君
村上 義一君

國務大臣

建設大臣 村上 勇君

政府委員

建設政務次官 大沢 雄一君
建設大臣官房長 鬼丸 勝之君
建設省河川局長 山本 三郎君
建設省河川局長 曾田 忠君
建設省河川局長 川局次長 曾田 忠君
建設省住宅局長 稗田 治君
事務局側 常任委員 武井 篤君
會専門員

説明員

建設省河川局開発課長 小林 泰君

本日の會議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○住宅地区改良法案(内閣提出、予備審査)

○公営住宅法の一部を改正する法律案(内閣提出、予備審査)

○海岸法の一部を改正する法律案(内閣提出、予備審査)

○建設業法の一部を改正する法律案(内閣提出、予備審査)

○建設事業並びに建設諸計画に関する調査(下等、松原ダム建設工事問題に関する件)

○委員長(岩沢忠恭君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

初めに、参考人の出席要求についてお諮りいたします。

先刻の委員長及び理事打合せにおきまして、下等、松原ダム建設工事紛糾問題に關しまして、當時者並びに關係者を参考人として招致の上、調査するを適當とするとの申し合せをみたのであります。

本件の調査について、熊本県知事寺本広作君、福岡県知事鶴崎多一君、大分県知事木下郁君、九州地方建設局長上ノ土実君、地元代表として室原知幸君同じく穴井隆雄君、同じく中津江町村長、以上七名の方を参考人として三月八日午前十時松原關係、午後一時下等關係として、當委員

会に出席要求することにしたと存じますが、さよう決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岩沢忠恭君) 御異議ないと認めます。

○委員長(岩沢忠恭君) それから當面の委員会の日程につきましては、お手元に配付いたしました通りでございますので御承知を願います。

○委員長(岩沢忠恭君) それでは次に、住宅地区改良法案、公営住宅法の一部を改正する法律案、以上二案いずれも予備審査を一括して議題といたします。

まず提案理由の説明を求めます。

○國務大臣(村上勇君) ただいま議題となりました住宅地区改良法案につきましまして、提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

御承知の通り、不良住宅地区改良法が、昭和二年に制定され、以来、昭和十七年までの法律に基づいて改良事業が施行されてきたのであります。

昭和二十七年以降は、公営住宅法に基づき第二種公営住宅を建設することにより不良住宅の建てかえをはかつて参つたのであります。

現在、密集して存在する不良住宅の戸数は、全国で二十万戸をこえるものと推定されますが、不良住宅が密集する地区は、保安上、衛生上その他危険かつ有害な状況にあるのであります。

政府といたしましては、かかる状況にかんがみ、昭和三十五年度から不良住宅地区改良事業を本格的に実施することとし、所要の経費を明年度予算に計上するとともに、現行法を廃止して、新たに、住宅地区改良法を制定することとした次第であります。

すなわち、現行法は、事業施行方法等につきましまして法的に整備されていない点が多くなり、最近の事情に適合していかない状況にありますので、この際、新たな構想のもとに住宅地区の改良事業を実施し、地区の環境の整備改善をはかるとともに、住宅の集団的建設を促進することとしたのであります。

以上がこの法律案を提出した理由であります。

次にその内容の要旨について御説明申し上げます。

第一に、住宅地区改良事業は、不良住宅が密集し、保安、衛生等に関して危険または有害な状況にある相当規模の一団地で建設大臣が指定するものにつき、原則として市町村がこれを施行することとした点であります。

第二に、施行者は、事業計画を定め建設大臣の認可を受けなければならぬものとし、事業計画においては、住宅地区改良事業の実施計画のほか、改良地区を健全な住宅地区に形成するため、改良地区内の土地の利用に関する基本計画を定め、この基本計画に住宅、公共施設、地区施設等の用に供する土地の配置、規模等を定めることとし、事業計画の策定にあつては、関係のある公共施設の管理者や住宅経営を行なう地方公共団体等とあらかじめ協議することとした点であります。

第三に、施行者は、改良地区内に不良住宅をすべて除却した後、健康で文化的な生活を営むに足る、耐火性能を有する構造の改良住宅を建設することとし、改良地区の居住者で改良住宅への入居を希望し、かつ、住宅に困窮すると認められるものを改良住宅に入居させなければならないこととした点であります。

第四に、国は改良住宅の建設については、その費用の三分の二以内を、不良住宅の除却に要する費用については、その二分の一以内を補助することとし、改良住宅の入居者が低廉な家賃で居住することができるとした点であります。

以上のほか、住宅地区改良事業の施行のため必要がある場合の土地等の収用または使用、建築行為等の制限、一時収容施設の設置等について所要の規定を設け、住宅地区改良事業の円滑な施行を確保することとした点であります。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

ただいま議題となりました公営住宅法の一部を改正する法律案につきましまして、提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

公営住宅法第八條の規定によれば、

国は、地震、暴風雨等の異常な天然現象により滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため事業主体が第二種公営住宅の建設をするときは、災害により滅失した住宅の戸数の三割に相当する戸数の範囲内で、その建設に要する費用の三分の二を補助しなければならぬことになっておりますが、この場合の国の補助は、災害により滅失した住宅の戸数が被災地全域で五百戸以上または一市町村の区域内の住宅戸数の一割以上であるときに限られております。

しかしながら、この基準によるときは、滅失した住宅の戸数が被災地全域で五百戸以上に達する場合は別として、たとえ被災集中豪雨が發生し、その被害が一市町村の区域内の住宅戸数の一割には満たないけれども、その滅失戸数が相当の戸数に達する場合が予想されるのであります。一方、災害のうちでも、火災の場合には、滅失した住宅の戸数が被災地全域で二百戸以上あるときは、国の補助の対象としているのであります。これとの均衡を考慮し、地震、暴風雨等の異常な天然現象により滅失した住宅の戸数が一市町村の区域内で二百戸以上である場合を新たに災害の基準に加え、この基準に該当するときは国の補助の対象とする」とした次第であります。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決下さるようお願いいたします。

○委員長(岩沢忠恭君) 両案についての質疑は次回に譲ります。

○委員長(岩沢忠恭君) 次に海岸法の

一部を改正する法律案を議題といたし

ます。

これより質疑を行ないます。御質疑の方は順次御発言をお願いします。

○田中一君 第一に伺いたいのは、海岸堤防の築造基準が一応海岸法には示されておりますが、海岸法施行令の第三條で定められておりますところのたとえは、鉾山保安法とか、その他関係の法律案がここに出ておりますけれども、築造基準はどの行政官庁も、中央の行政部門と地方の管理者であるところの都知事等が行なう工事は、この築造基準に全部合致したものが今日まで施行されておるかどうか、それを伺いたいと思ひます。

○政府委員(山本三郎君) 築造基準を海岸法に基づきまして各省間で制定いたしましたわけでございますが、現在行なわれております海岸の工事につきましても、その基準によって行なわれております。

○田中一君 たとえば高きようなものにしても、現に、昨年の伊勢湾台風においては、農林漁港としての海岸、それから一般の河川の河口等の堤防とは違つておるといふ現実があつて、それが大きな災害を呼んだという、まあ、しいていへば破壊の理由になつたというやうな話も聞いておりますけれども、それらのものは全部海岸法が成立以前のものであつて、その後はそういうことではないかというように理解してよろしゅうございませうか。

○政府委員(山本三郎君) 最近の被害を受けておりますのは、現在まだ工事をやらない部分が多いわけございまして、中にはやりつつある所も災

害を受けておりますが、基準によりまして築造された部分につきましてはほとんど被害はございませぬ次第でございます。

○田中一君 たとえば建設省関係のものはかさ上げしてある、運輸省関係のものはかさ上げしてない、しかし将来かさ上げするんだという前提のもとで構造基準に合っているんだという説明なのか。河川の部分の堤防はかさ上げしてあつて、それに接続する港湾部分のものはかさ上げしておらなかつたというやうなところ、あるいは背面にコンクリート被覆というものがなかつたというのが予算上の問題であつて、構造上の問題ではないか、こういうふうに見ておるわけですか。

○政府委員(山本三郎君) 一連のずつと長い堤防、たとえば江東地区等は、海岸堤防と河川の堤防とがいろいろ同じ基準と申しますか、所によりまして強さを変え、波等の関係で強さを変えて参りますけれども、それができ上がりますれば一応の強さになるわけでございますが、まだ工事中でその所ができませんというやうな所がやられておる例が非常に多いわけございまして、これができ上がりますならば、築造基準までの対象の高潮等につきましましては安全になるわけでございます。

○田中一君 しかし、伊勢湾台風の場合に、現実には段差があつたやうな堤防が破壊の原因になつたというやうな関係におるのですが、その点はありませんか。

○政府委員(山本三郎君) これは、前の海岸堤防はできておつたけれども、中の入江等の取りつけの川の部分が

やつてなかつたということございまして、これは先ほど申し上げました、やるべき所をまだ手が伸びなかつたという部分でございまして、そういう点からの事件を起こしたのはございませうけれども、やつてしまへばそういう所の被害はなかつたわけでございます。

○田中一君 一応安全性が保たれる、いわゆる構造上安全性があるという堤防を計画されながら、予算の関係でそれができなかったということになる、これは問題が別になるけれども、しかし国民が受ける被害というものは同じなんです、かえつて悪いくらいにならないざるを得ないと思ふんですよ。これは今回の事例にかんがみて、今後については港湾、建設、あるいは農林省の方面とどういふやうな話し合ひをしていくか。そして、三十五年度の予算の中にはそれらのものは完全に、同じやうな期間に同じやうな構造の堤防ができ上がるやうな措置がしてあるかどうか。これはむしろ建設省の分ばかりじゃございませぬ。農林漁港関係、港湾関係の方も完成が約束されるやうな予算が組んであるかどうか、御存じなら伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(山本三郎君) 海岸の問題につきましましては、お説のように各省にまたがっておりますので、これらの築造にあたりましての基準が違つともちろんいけないという点が一つございまして、それから施行の速度におきまして違ひますと、せつかく一つの省のものができまして、ほかの省の所から入つてしまふという二つの問題があるわけでございます。第一の計画を統一してやるやうな問題につきましまして、一昨年築造基準を作りましてそれによつてやつておるわけでございますし、また伊勢湾等の特別の問題につきましましては、伊勢湾等高潮対策協議会というものを作りまして、昨年の十一月発足いたしました二月に結論に到達しております。従ひまして計画の面におきましては、今後東京湾、大阪湾等の問題につきましても、そういうふうにして計画を定めて参りたいというふうな考へております。従ひまして計画面におきましてはそうすることができると私は考へております。それから、施行速度が一致しないためなわけでございます。それらの点につきましても、港湾の受け持つ工事費がどれだけか、それから河川局の受け持つ工事費がどれだけかということについて、目安を置きまして並行して持つていくようにいたしたい。たとえば東京湾におきましても前面の海岸堤防は運輸省がやつております。それから中の隅田川等の高潮対策工事は建設省がやつております。従ひましてこれはいずれも都でやるわけでございますが、建設省が予算をつける場合と、運輸省が予算をつける場合におきまして並行して進むやうに打ち合わせてやつております。

○田中一君 打ち合わせすることは当然でしょうけれども、実際に三十五年度の予算に、その辺が具体的に予算的に表われておりますか。

○政府委員(山本三郎君) そういうことにはいたしております。

○田中一君 次に、なぜ直轄工事として国が施行しなければならぬかという具体的な例ですね、お示し願ひたい。

○政府委員(山本三郎君) 今回の法律の改正は、国で直轄で災害復旧ができるような改正をお願いしておるわけでごさいます。その点につきましては、昨年の伊勢湾の台風によりまして、伊勢湾等の沿岸に大被害を受けたわけでごさいます。これをどういふふうに復旧するかというところが当時の大きな問題になったわけでごさいます。県等におきましては、これを初め

災害につきましては、国が直接乗り出してやった方がいふ大きな事件が起きますので、こういう処置をとりたい。しかも来年度からは伊勢湾の重要な部分につきましては、災害復旧並びに災害関連事業を、あわせて国が直轄でやるといふことに県の要望もございまして、そういう処置をいたしたいというふうに考えております。

○田中一君 二十八年度災のときには、伊勢湾の堤防を主として委託工事として国がそれを施行したのでありますけれども、今回の法律改正のねらい方といえますか、これは建設の予算内におきまして一項目別になりまして、伊勢湾台風に対する復旧ということになっております。これだけを対象として法律改正といふものを提案されたものでか、あるいは今後ともそういうものがあるならやってもよろしいということなのか。

もう一つはその場合にむろん国土保全の義務に関するものは建設大臣が主管しなければならぬ問題でありますけれども、それらの工事をだれの発議によつて国が行なうところの都道府県知事がこれを国にやつてくれと言つた場合には、これに書いてあるように、法文はこれは簡単でございますから、要綱にあるように、高度の技術、高度の機械力、規模が著しく大きい等々の条件が、どちらから発動されてそういうことになるのか伺つておきたい。

○政府委員(山本三郎君) まず最初のこの法律の対象は、とりあえず伊勢湾の復旧の直轄工事だけであるというお話でございますが、それはおもしろ

目的はそれでございますが、御承知のように三十五年度からはそれ以外の地区につきまして、三カ所まで直轄で海岸工事をお願いしようということになつております。その具体的な内容は、富山県の下新川の海岸、鳥取県の皆生の海岸、この二つはいずれも侵食がひどい所でございます。それから有明海の佐賀県、福岡県にまたがる海岸を直轄で改良工事をお願いしてゐるわけでございます。これらの改良を行なう場合には、国が行なうということになるわけでございます。

それから、では直轄にするかどうかということをはたきめるかということとは、県等におきましても要望が強いわけでございますが、最終の決定は建設大臣がいたすわけでございます。その基準をいたしましては、大体工事費の点におきましては二連のずつとなつた区間の工事費が五億程度以上になるものといふふうな内規をいたしております。それから機械力等におきましては、やはり相当の、全国的にポンプ船を集めてこななければならぬとか、常時備わつておるだけでは間に合わないといふようなものを考えております。それから一つは海岸の二府県以上になつたか、おるような区域で、しかも相当大きな被害を及ぼすおるものといふふうな観点から、今後採用して参りたいというふうに考えております。

来年度お願いいたしております新規の三カ所は、海岸の侵食対策といふのは非常に技術的にむずかしい、しかも金も相当よけにかかるといふことでございますし、また有明海の沿岸の海岸堤防はやはり二府県にまたがることとありますし、工事費も相当大きくなるという観点から、来年度三カ所を新規にお願いをいたしておる次第でございます。

○田中一君 補助率、負担率というものは同率ですか。

○政府委員(山本三郎君) 災害につきましては国庫負担法によりまして処置いたしましたので、これは普通の県でやつた場合にも直轄でやつた場合にも同率でございます。国の負担の割合は改良工事等におきましては、二分の一ずつ地方公共団体と国が持つということになります。

○田中一君 従つて直轄にする場合でも補助工事の場合でも二分の一ずつだと、こういうわけですか。

○政府委員(山本三郎君) 改良工事につきましてはそうございします。

○田中一君 そこで建設大臣はよろしいのです。しかし農林大臣、運輸大臣が建設大臣と同じような思想を持つてやはり直轄工事を行なうのですか、それともあるいはそれは府県にまかせるというのですか。もう一つ、あるいは運輸大臣、農林大臣が建設大臣にそれを委託して、直轄工事をするという場合があるのかどうか。

○政府委員(山本三郎君) 直轄に採択する場合におきましては、農林大臣も運輸大臣も同様でございます。これはすでに運輸省におきましても、直轄工事を来年度からお願いいたしてゐるのがあるというわけでございします。従いましてこの海岸法は共管でございますので、各省とも歩調を合わせているわけでございます。

それから委託の問題等におきましては、これは場所々によりまして違つたわけでごさいます。その附近に非常に建設省がたとえば施行能力を持つてゐるといふような場合でありますならば、委託といふような問題も起こつてくると思ひますけれども、これは各省間の話し合ひでございします。で、別に法律には書いてはございしませんけれども、そういう場合もあるいは起こるかと想定されております。

にもないわけでありまして。従いまして海岸法の中に、基本法の中に直轄の災害復旧の費用は国と地方公共団体と持ち合はするのだというのをいれていただくかぬと、この災害復旧の国庫負担法が働かないというので、ここに持ち合はという規定を入れていただくというのでございまして、これは河川法におきまして、砂防法におきましても、河川に関する工事は、やはり河川法は河川に関する工事となっておりまして、改良も新設も災害復旧も河川に関する工事ということで一本になっております。海岸法の方は新設、改良、災害復旧と分かれておりますので、災害復旧について国と地方公共団体が持ち合はするのだ、ということと海岸法の中に入れていただくと、この公共土木施設の災害復旧の負担法が出て来ないわけでありまして、しかもこの国庫負担法の中に「他の法令の規定にかかわらず」と書いてございまして、負担率につきましても海岸法に二分の一と書いてあっても、災害復旧法によって計算した率によるということになるわけでありまして、災害復旧につきましても、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法で計算した国の負担率、地方の負担率によるということに相なるわけでございます。

○委員長(岩沢忠義君) それから海岸法で直轄工事をやる場合と、直轄河川に災害が起きたときに直轄で災害復旧をやる、その場合における国庫の負担というものは同じような形でやっておりますでしょう、それだから法の二十六条の災害復旧というものをのけたらどうですか。そういう国庫負担法の他の法令云々ということと縛られるというこ

となら、直轄工事でやるという場合には、災害復旧というものを、こういう二十六条で負担金の二分の一というのを限定せずにおいて、やった方がいいのではないですか。

○政府委員(山本三郎君) その点につきましては、海岸法の方に直轄の工事をやるという規定がございせんものでしたから、災害復旧について国と地方が持ち合はするのだという規定がどこにもないわけでありまして、その持ち合はするという規定がないと、国庫負担法の方にあります事項が働いてこないわけでありまして、そういう意味から入れたということでございます。

○米田正文君 今の委員長の質問に關連するのですが、今の説明は一部負担する基本をこの法律の中に置きたいという趣旨で説明しておるようで、その趣旨はいいのだが、現在の災害復旧事業費国庫負担法によっても最低が三分の二というのが国の負担になっておる。そういう現実が三分の二の負担をしておる今日、わざわざそれを二分の一に変えて、そしてそれを根拠だということとは、実際の常識論としてちよつとおかしいと思ふ。それは河川の方の分は直轄工事は三分の二とうたつてあるが、その災害復旧事業費の最低は三分の二になっておるから、その辺は合ふと思ふのですよ、最低のところは。そこでもまいと思ふのだが、ここで、海岸法で災害復旧を今わざわざ二分の一まで下げてうたつたということとは、現実には合ふが、実際問題に合ふ、どうしてもそこに根拠法として入れるという建前からいへば、それならむしろ現実には合ふように三分の二と書いてらどうかというのが僕の意見なんです。

○政府委員(山本三郎君) その点につきましては、純粋の法律論的にいいますと、国庫負担法には、他の法令の規定にかかわらずというのがあるもので、ほかの法律に負担率が何と書いてありましても、この国庫負担法に従ひまして計算した率に従うのだということでございますので、支障はないわけでございます。

○米田正文君 支障はないけれども、実際に行なわれておる負担率をわざわざ下回つて二分の一と書くことが、実際問題と合ふ法律になつてきて、それで現実の問題、常識論に合ふのか、わざわざ下げるということとは必要ないと言つておるのですよ。

○政府委員(會田忠君) ちよつと補足して御説明申し上げます、立法技術の問題でございますが、たとえば道路法の道路の災害についてちよつと申し上げますと、道路法の第五十条でございまして、五十条の第一項は、新設と改築に關します費用につきまして国の負担割合をきめておるわけでありまして、原則は三分の二ということとを第五十條の一項できめてございまして、それから二項におきまして、ちよつと読みますと「一級国道の維持、修繕その他の管理に要する費用は」とあるので、二分の一を負担するということとが書いてございまして、この一級国道維持修繕のほかは管理の中に災害復旧が入つておるわけでありまして、従いまして道路の場合におきましても、一般的な根拠規定といたしましては、災害復旧につきましても一応二分の一を負担するのだという建前になっておりまして、

す。今の委員長の意見に關連してです。○政府委員(山本三郎君) その点につきましては、純粋の法律論的にいいますと、国庫負担法には、他の法令の規定にかかわらずというのがあるもので、ほかの法律に負担率が何と書いてありましても、この国庫負担法に従ひまして計算した率に従うのだということでございますので、支障はないわけでございます。

○米田正文君 支障はないけれども、実際に行なわれておる負担率をわざわざ下回つて二分の一と書くことが、実際問題と合ふ法律になつてきて、それで現実の問題、常識論に合ふのか、わざわざ下げるということとは必要ないと言つておるのですよ。

○政府委員(會田忠君) ちよつと補足して御説明申し上げます、立法技術の問題でございますが、たとえば道路法の道路の災害についてちよつと申し上げますと、道路法の第五十条でございまして、五十条の第一項は、新設と改築に關します費用につきまして国の負担割合をきめておるわけでありまして、原則は三分の二ということとを第五十條の一項できめてございまして、それから二項におきまして、ちよつと読みますと「一級国道の維持、修繕その他の管理に要する費用は」とあるので、二分の一を負担するということとが書いてございまして、この一級国道維持修繕のほかは管理の中に災害復旧が入つておるわけでありまして、従いまして道路の場合におきましても、一般的な根拠規定といたしましては、災害復旧につきましても一応二分の一を負担するのだという建前になっておりまして、

て、そういう立法の前提もございまして、立法技術的に申しましては、差しかえないという意味におきまして、今回の改正をお願いしておるわけでありまして、

○田上松衛君 さっきの田中さんの言われた御発言に關連するわけですが、第一に、国土の保全上特に重要なものであると認められるこれこれ、この認定はだれがやるのですか。

○政府委員(山本三郎君) 建設大臣が認めるということでございます。

○田上松衛君 ところでこれも実際に事業をやろうとする場合には、あらかじめ当該海岸管理者の意見を聞かなければならないというふうになつておるわけですが、これは意見の聞きっぱなしですか、合意を要するというふうな筋合いのものなんですか。

○政府委員(山本三郎君) この海岸管理者というのは、建設省が所管するものは主として地方公共団体の長でございまして、その方の意見を形式的に聞くわけでございます、実際問題といたしましては、直轄でやつてもいいという陳情がことに非常に盛んでございまして、そういう意見からいいますと、その中から具体的に選んで参るというようなことが実情でございまして、

○田上松衛君 さっきいろいろお聞きしておつたのですが、当面これを対象としていきますものは、伊勢湾及びその他数県、またお話がありましたように、むしろ陳情のあるようなものを対象に考えられるようですが、しかし、とにかくこれを全般的に行なわなければならない場合が多いだろうと思ふ。その

場合においてたとえこの当該海岸管理者の意見と大臣の意見とが食い違つた場合には、どういう工合になればいいのですか。もつとこまかに言いますならば、国土保全上一方はこれこれであるから重要だと考へる、片一方はそうでもない、認定に相違ができた、あるいは内容に入つていつて規模の大小、あるいは高度の技術の面、あるいは機械力の点等についていろいろ意見が衝突した場合に一体どうなりますか。

○政府委員(山本三郎君) 建前上は、知事さんと意見が違つておつてもできるわけでございますが、実際問題といたしましては、意見を一致させましてやるということを考えております。

○田上松衛君 特に考へられる点は、交付県の境界にかゝる工事は、いわゆる二県以上にまたがる場合もあるでしょう。この場合それぞれ両者の知事の意見がまた違つておるという場合、一方は建設大臣と同じような考えをもつて同意をする、片一方はそうではないというふうな事情が発生する場合は往々あるだろうと思ふますが、その場合にはどうなるのですか。

○政府委員(山本三郎君) その場合には、形式上からいいますと、もし意見の食い違いがございまして、建設大臣がやろうと思へばできるわけでございますが、意見の食い違いがあるといういは地方が負担をしなければならぬという問題、負担がかさんで困るという問題がございまして、それらの意見の調整をはかりまして施行する、実際上はそうしなければならぬというふう

に考へております。

○田上松衛君 建前上は、知事さんと意見が違つておつてもできるわけでございますが、実際問題といたしましては、意見を一致させましてやるということを考えております。

○田上松衛君 特に考へられる点は、交付県の境界にかゝる工事は、いわゆる二県以上にまたがる場合もあるでしょう。この場合それぞれ両者の知事の意見がまた違つておるという場合、一方は建設大臣と同じような考えをもつて同意をする、片一方はそうではないというふうな事情が発生する場合は往々あるだろうと思ふますが、その場合にはどうなるのですか。

○政府委員(山本三郎君) その場合には、形式上からいいますと、もし意見の食い違いがございまして、建設大臣がやろうと思へばできるわけでございますが、意見の食い違いがあるといういは地方が負担をしなければならぬという問題、負担がかさんで困るという問題がございまして、それらの意見の調整をはかりまして施行する、実際上はそうしなければならぬというふう

に考へております。

に考へております。

○田上松衛君 すでに当該海岸管理者が事業に手をつけてしまつておるといふものも、必要によつてはこれを取り上げてやるというふうなことがあり得るわけですか。

○政府委員(山本三郎君) その通りでございます。手をつけておりましたも非常に大きな被害が発生したというふうな場合には、その復旧に非常な大きな金がかかる、あるいはこの地方は特に重要な地域になつてきたからもうと手を貸さなければならぬ、という事態が発生いたしましたら、途中まで県でやつておりましたものを直轄で取り上げるということもあり得るわけでございます。

○田上松衛君 話は具体的になつて参りますけれども、すでに手をつけておるといふことは、事実上請負業者等がきまつておるわけです。もう費用の点についてでもき上がつてしまつておる。こういうものを直轄の場合に全部そのまま引き受けていくということになるのですか、あるいはその内容についてまた相当いろいろ改訂を加えていくというふうなことになるわけですか。

○政府委員(山本三郎君) その問題につきましては、業者に出しておるといふような問題は、年度限り、年度中の仕事を大体請負に出しておきますので、途中から直轄で新設、改良等を取り上げるという場合はないわけでございます。年度のかわりにおきまして直轄の海岸工事は取り入れるのが原則でございますので、そういうふうな場合はそういうときには起こらないと思ひますけれども、災害復旧等の場合におきまして、災害復旧工事をやつてお

るところ、あるいは改良工事を県がやつておるところに大災害が参りました、直轄に切りかえていかなければならぬというふうな場合がありますので、それらの点につきましては、十分県やあるいは業者等の意見を聞きまして、途中で無理にその分を直轄に移してそれが来たことのないようにしなければならぬ。ただ、途中でもっと強いのには、大きなものにしなければならぬというふうな設計変更等を伴う場合もありますので、それらの点につきましても十分打ち合わせまして、施行者が変わったために施工業者に混乱を起こさせるといふようなことはないようにしなければならぬと思ひます。

○田上松衛君 今局長のお話のように、話し合いの上でお互いにスムーズにいけばそれはけっこうですけれども、お聞きしている要点は、これがなかなかうまくいかない場合がある。都府県知事と建設大臣とがいろいろな点において、さつき申し上げたような事情等で、意見が衝突して話し合いがでないというふうな場合において、なおかつ、それでも聞かなくても実際のには最終的にやれるのだというふうなことになるやうな、そこに地方自治に對して何か不当な、何といひますか、圧迫を加えるやうな心配はないのかどうか。

○政府委員(山本三郎君) その点につきましては、予想されることは、県が今まで工事を入札に出してやらしておつたというのを、じゃ直轄になつたからその業者はかえてしまふのだ、あるいは設計を建設省がやり直すのだ、というふうなことになるやうな、やは非常に混乱が起る場合も考えられますので、それらの点につきましても、建設省が直轄で引き継ぐ場合におきましても、それらの清算を十分につけまして、できるならば業者などは同じ業者に引き続いてやつてもらふというふうな措置をとりまして、スムーズに運ぶやうに努力いたしたいというふうなことを考へております。

○田上松衛君 逆に聞いておきたいと思ふのですが、もつと根本の問題にさかのぼりますが、さつきの御説明は、規模の点が大体五億、あるいは高度の機械力、これは常時施工ができるやうなものを持つてというやうなことのようでしたが、そういうやうな条件を、相当地方の自治体が国よりも大きく責任を感じて、そういうものは都府県でできるといふことを進めておる場合ですね。よけいなお世話だといふ態度をとつた場合ですね。それでもなおかつやろうとするようになるのか。そういう場合は協議ができなければならぬやうな、希望するものに對してのみやる、こういうことになるのですか。その点をもつと明確にしておいていただきたいと思ひます。

○政府委員(山本三郎君) その点につきましては、建設大臣の判断もございまして、建設省が、ものと状況によつてございまして、ものと状況によつて非常に違つてございしますが、県が非常にそれまで準備を整えておつて、人間もそろえてある、あ

るいは機械も自分が持つておる、そういうやうな状況にありまして、県にやらしても十分目的を達することができるといふやうなことがはつきりいたしますならば、あえてこれは直轄に移管する必要もないというやうな場合も出て参りますので、そういう場合には、むりやり直轄に取り上げるというやうなことはいたしたくないというふうなことを考へております。

○米田正文君 先ほどの直轄工事の費用の問題だけれども、先ほど次長の説明があつたのだが、それによると、道路法の五十条を引用しての説明だつたけれども、その五十条の場合には、一般管理という建前からという条文がある。ことでは、はつきりと直轄工事の費用と書いてある。一般管理概念の中から、特定の直轄工事の問題を取り上げてここに書いてある問題だから、負担率を二分の一にわざわざ下げて書くということは、やはりどうもおかしなところ。これは大蔵省についても、三分の二にするとはその異存はないと思ふ。私は思うのだが、この三分の二にしておいて、将来はどうせこの改良工事は私は三分の二になる時期が来ると思う。また、来なきやならないと思うのだが、そういう意味からいっても、第一段階として三分の二にしておくと、要があるのじゃないかと思ふ。それについての建設省の意見がさらに聞きたいんですがね。

○政府委員(山本三郎君) これにつきましましては、三分の二に書く根拠もちょっと見つかからないわけでございます。まあ一般の改良工事は全部二分の一でございますので、三分の二という数字が出てこないわけでございます。い

て、そういう書き方はなかなかおもしろいんじゃないかというふうな考へております。

○安田敏雄君 今の田上さんの質問に關連しているわけですが、海岸法を見ますというところ、今河川局長の御説明では、当該海岸管理者の意見をきかなければならない。というところは、結局、話し合いによるんだ、こういうやうに受け取れたわけですか。しかし、話し合いをするにいたしまして、何かその一つの基準がないと、話し合いがまとまらないと思ふわけなんです。そこで、この法文の第一号に書いてありますように「工事の規模が著しく大であるとき」というときに、一体その「規模が著しく大」ということはどういふことをさしているのか、そういうやうな点が明らかになつていないと話し合いが進まないのじゃないかと思ひます。

○政府委員(山本三郎君) 数字につきましては、法令等におきましては規定がございまして、主務大臣の判断といふことでございしますが、内規といたしましては、改良、新設あるいは災害復旧等の工事を加えて、一連の海岸工事が五億以上になるといふやうなものを直轄に考へたいというふうな考へております。

○安田敏雄君 先日配付された直轄河川には、はつきりした数字が出て内訳が出ておるわけなんです。そうしますと、やっぱし海岸にも何か、たとへば、区域ならば千メートル以上に及ぶとか、あるいはまた、工事費ならば一億円になるとかというやうな、そういうある程度標準にしたものがないと、話し合いというものが、結局は地方公

○政府委員(山本三郎君) これは海岸の管理者が一般の場合は府県知事がやっております。従いまして府県知事の責任でございます。私どもいたしましては、原形の復旧まではどうしてもやっていかなければならぬということとを建前といたしておるわけでございまして、建設大臣が直轄でやる場合に

意見を聞くときに反対があるかということとそういうことを申し上げたわけでございますが、別に陳情があつたからそれを直に取り上げるということではございませんで、建設大臣といたしましては、基準を作りまして、それによりまして判断をいたしまして、法律に定められておるような基準に適合

八十億を現在までやっております。その他、伊勢灣等の災害関連事業を合わせますと、その方は約百五十億くらいになりますけれども、従いましてまだ足りないかもしれません。やらなければならぬ所が相当あるわけですのでございまして、やるに際しましては、先ほど申し上げましたように、たとえ上を波が越しましてもこわれない

かの省が強く、ほかの省のどこかは弱かったというようなところもございました。従いまして、そういう点もなるべくなくしなければ工事の施行上まずいわけでございますので、それらの点につきましては、一連の区域はもちろんのことでございますが、隣接の区域等々の問題につきましても十分打ち合わせ

きましては、関係各県と連絡いたしましたとして、できるだけ御趣旨に沿いたいというように考えております。

○田中一君 次の委員会までに出していただきたい。

○米田正文君 ぜんだつて愛知県と三重県の海岸堤防の進捗を見に行つたときに感じた点ですけれども、三重県

知事が特に言っておったのは、海岸堤防の計画の調整をする必要があるということを言っておった。それは、先ほどもから各委員からも、高さが違ったりいろいろなかちくはぐになつておるといふような意見が出ておった。そういう現実を見て、三重の知事が言っておるのは、調整をする必要があるということをおっしゃる。

で、今の海岸法を制定したときには、県で施設の基本計画を作らせるように、この法律はなっておるわけでありまして、各省関係の分も全部調整をして、基本計画をするという趣旨で、実は、この法律は作つたんだけれども、そこまで詳しくは法律にうたつてない。いわゆる基本計画とだけうたつてある。そこに少し足りない点があるように思うというのを私は感じてきたのです。それで施設の基本計画を作る際には、各省、まあ管理者いろいろ違うけれども、その管理の違うものも全部見て、その上で一部の計画についても全体の計画を見て、それで調整をしてきめるといふように、この法律を改正しておけば、その点が解決できるんじゃないか、一部解決できるんじゃないかという感じをして帰ってきたんです。そこで、その辺の検討を一つしてもらいたいと思うのです。

○政府委員(山本三郎君) 三重県知事さんは何を言っておられるか、ちよつと私もわかりませんが、知事さんのおやりになるべきことを、自分がやるべきことを言っておられると私は思います。まあしかし、具体的な問題といたしましては、やはり伊勢湾の今回の復旧の問題、高さの問題だと思ひます。これにつきましては、二月に各省の協議会の結論が出ましたので、それに基きまして、現在現地に大蔵省も執行しておりますし、三省全部行つております。

従ひまして、今回の伊勢湾の災害復旧並びに災害関連事業についての計画は、全部現地に置きまして決定いたされたいというふうな考えをしております。十月ごろまでは、それをまとめて帰つてくるというふうなことをしております。

○米田正文君 今、僕が言っているのは、もちろん伊勢湾の問題もあるけれども、今後の海岸保全、全体の保全計画、全体としての問題を言っているわけですね。知事として基本計画を立てるのに、各省ばらばらで、今、各省関係の計画をばらばらに見ておるといふのが現実なんです、これを各省関係の調整をするというところまでは、この法律にうたつてないから、知事としての、そういう権限がないからやりにくいという趣旨だと僕は解釈をして、そう言っているんだ。そこで、基本計画を作る際の調整の方法を法律にうたうべきじゃないかと、こう言っておるんです。

今、僕が言っているのは、伊勢湾は、それは特別の協議会でやっておるといふから、それはそれでいいとして、全体の、全国の問題として考えるべきではないかという趣旨なんです。○政府委員(山本三郎君) その点につきましては、まず第一に各省間で意見が分かれてはいけないうわけでございますので、築造基準というのを作つたわけでありまして、これは具体的に申し上げますと、堤防の高さ等につきましては、従来の起

こつた高潮に対して安全になるように考えるというふうなふうの具体的、あまり高さ等につきましては、そういうふうなことで定められておりますので、今知事さんのおっしゃる通りに、それでは非常に古い時代に、記録のはつきりしないようなところで、高さをきめるといふようなことで、高さをきめるといふ問題になると思ひますので、それらの点につきましては、法律に定めるかどうかというところは、私どもも研究してみたいと思ひますけれども、もしそういうふうなところで、非常に食い違いがあるというふうなことがありま

すならば、各省間でよく打ち合わせをいたしまして、おのおの納得する線まで計画を定めて、仕事をやって参りたいというふうな考えをしております。

○米田正文君 僕が言っている趣旨が、まだちよつとよくわかつておらぬようだがね。築造基準は、これは一つの基準であつて、それは、それがすぐ計画に、そのままなるのではなくて、築造基準を標準にして計画というものは、またで上がつていく。それであるからして、築造基準を言っているのじゃないのです。僕は計画全体として、まあ具体的に言うと、建設省関係の海岸、農林省関係の海岸、運輸省関係の海岸と、それぞれ一定の施設の基本計画があると、その一定の施設の基本計画の調整を、総合的にするといふ趣旨のことを僕は言っている。

そこで、それがまだ足りないところがある、条文の書き方が。そこを知事として調整がとれるような措置ができれば、二つの業者の主任技術者として、同一人がいった場合には、これは

発見すること、まれにはあるかもしれないけれども、これだつて、なかなか発見できるものじゃないです。そういう点が、発見しようという、それをそうあつちやならないというふうなことはわからないわけですね。従つて建設法の資格という問題は、主任資格者というものは、非常に弱いものなんです。条件としては非常に低いものなんです。

そこで、これにはむしろ建設業というものは、御承知のように、仕事を受託して完成するのが役目であつて、自分が何ら自分の考えでもって、ものを生産するべきものじゃないわけですね。建設業自体を、ほんとうにたとへば、ここにある今度の改正の第四章の「主任技術者の設置を、施工技術の確保」に改めるといふ考え方が、所管の建設省にあるならば、もう少しこの機会に、業全体に対する国民への奉仕という観点から、あつてもなくてもいいようなものではなくて、もう少し前進した考え方を持たれないものかどうか、それは受託する仕事が増えられて、ある一定の条件を持つならば、仕事があるんだ、今日では、会計上の公人札制度というものは、実態においてはとつておりません。指名競争入札制度になつてから、その運用の範囲内で業の地位なり技術を向上させるには、そうした盲点をなくして、機会を均等に与えるといふことにならなければ、ほんとうの業態といふものは向上するものでもないと思ふのです。今度出そうというもの、施工技術というものは重点を置いて、施工技術の向上、あるいは建設大臣の検定による技術の確認といふことによつて、少しでもそれ

第十二部 建設委員会会議録第九号 昭和三十五年三月三日(参議院)

七

らのものを高めようという考え方は是
といたしますけれども、やはり受ける
ものがなければ、何にもならない。こ
れはむしろ都道府県に委任するのだと
思いますが、この検定という仕事は、
検定料とか、あるいは登録料とかい
う、金をとる算段ばかりしているの
が、今までのこういう資格法なんです
よ。そんなに国民から手数料を巻き上
げぬでもいいのではないかと、もしかり
に手数料を巻き上げるならば、それに
見合うような実質的の反対給付という
ものがなくてはならないと思うのです
よ。実に考えてみると、今回提案され
ているところのこの改正というものは、
話にならぬもんです。もしこ
ういう思想が、かつてあって、二年前
にあったとするならば、われわれは職
業訓練法なんていう法律を作らなかつ
たですよ。

この点は、十分に政府でも反省して
いると思うけれども、一体この程度の
もので施工技術の確保とか向上とかい
うことが考えられるかどうか、その態
度について、一つ答弁願いたい。これ
は一番いいのは、建設大臣がいれば、
建設大臣が自分で、かつて身をもって
体験したことが多いのだから、伺いた
いと思うのですけれどもね。一体、ど
ういう考え方で立っているか、そう
して実際に建設業そのものに對するあ
なたの方の今後改正によってねらおうと
するものが何かという点を説明して下
さいよ。

○政府委員(鬼丸勝之君) 今回提案さ
れました建設業法の一部を改正する法
律案のねらいをいたしておりますのは、
すでに提案理由の説明にもございま
したように、施工技術の向上をはか

るということが、現在の建設業界に
とって非常に重要な課題の一つになつ
ている。これは御承知のように、建設
技術、特に機械関係等が非常に進歩い
たしておりますが、一面実際の施工に
当たる現場の技術者、技能者等が、数
も少ないのでございまして、比較
的経験の浅い者が多い。そのため
に、建設工事の施工におきまして、能
率が上がらなかつたり、あるいは工事
の質が十分確保されない、こういうよ
うな現状になっております。

一例を申し上げますと、建設機械の
オペレーターは、現在業界に働いてお
る者が一万三千七百八十四人おりま
す。最近の調査でございまして、その
中で約半分は六千数百名の者は、三年
未満の経験者でございまして、オペ
レーターとして十分の能力をもってお
らぬ、こういうような実情でございま
して、業界からも、こういう者を一つ
しかるべき機関において再教育をして
もらつて、同時にまた、これらの人た
ちの能力の十分ある者につきまして
は、一種の検定をやつてもらいたい、
こういう希望もございまして、私ども
といたしましては、今回のこの法律改
正では、技術検定の事項を規定いたし
ましたけれども、行政措置といたしま
しては、別にオペレーターの訓練を、
民間からの委託によつてもやろうとい
うことで、これは設置法の改正の内容
として提案をいたしておるような次第
でございまして。

そこで、田中先生のお話のように、
実は、建設業法の改正の問題といたし
ましては、いろいろもつと根本的に重
要な問題がございまして。特に一つは、
登録の要件、これを今回のこの改正

は、まあ非常に軽い微々たる内容で
ございまして、これは登録の要件自体に
おきまして、根本的に重要な問題も
ございまして、先生が御指摘のよう
に、中小業者が健全にやつていくよう
に、仕事に適正に確保されるというよ
うなことも考えてみますと、この要
件を単に厳しくするというだけでは、
中小業者の健全な発展ということと逆
行するおそれもございまして、また、
しかし一面、これをどういうふうに、
要件を甘くするということは、ちょつ
と問題にならぬと思ひますが、どう
いうふうな要件の自身を規定を變えて
いくかという問題、これはいろいろ議
論がございまして、実は、この二、三
年前から、登録の要件の改正というこ
とが問題になっておりますけれども、
まあ、今日、中央建設業審議会にお
いて、これを検討いたしておる段階で
ございまして。まだ結論を得ておらぬ
ような状況でございまして。

それから、今の施工技術の確保の問
題に関連いたしまして、主任技術者の
設置、これにつきましても、御指摘の
ように、工事現場におきまして、主任
技術者を置かなければならぬというこ
とになっておりますが、その現場に、
ほんとうに的確に主任技術者がきちん
と配属されておるかどうか。この問題
につきましましては、御指摘のようなケ
ースも間々あることを聞いております
が、私どもといたしましては、今後こ
の主任技術者が、ますます重要な役割
りをもつてくるということも考えられ
ますので、監督の面におきまして、十
分注意して参りたいと思ひます。

そのほか、いろいろな問題がござい
ますが、今後先生の御意見等も十分

体しまして、改正の問題は、今後も一
つ、検討を続けて参りたい、かように
考えております。

○田中一君 今オペレーターの話が
出ましたけれども、オペレーターの現
状というものは、これはまあオペレ
ーターの作業というものは建設上の重
機械を運転するという運転技術者で
すね。そこでこれは各種自動車、車両等
の運転外にその作業そのものがあるの
か。それからその資格というものが、
たとえば道路交通取締法のように、街
路に出た場合にはその資格というもの
はなくならないということになるの
か。実はオペレーターの作業実態と、
それが作業する場所によつていろいろ
問題があるのだと思ひますよ。とい
うのは今現在の自動車の運転手は、一
種から四種くらいまであるそうです、
僕は詳しく知らぬけれども、そのくら
いあるそうですよ。オペレーターの検
定を受けてその資格をもらったとい
うことが、どういふプラス・マイナス
があるか。今あなた言つておることに半
数は三年未満の経験者だ、経験があれ
ばやつたていいじゃないか。しかし
経験者であつても、重機械を非常に交
通のひんばんな街路でぶるぶるやられ
たんじゃこれはたまらない。しかし一
定の工事現場の場合ならば、それは資
格があるうがなかるうが一向差しつか
えないじゃないかというとも言える
のですよ。まず最初にオペレーターの
作業並びに今日の各法律で、各法
律においてこうならなければならぬ
というふうなものがあつて思ひます
よ。それは一体実態はどうなつてい
るのでしょうか、詳しく知らないの
から……。

○政府委員(鬼丸勝之君) 今回のこの
技術検定の対象としてさしあたり考
えておるものがオペレーターであるとい
うことを申し上げたのでございませ
んが、オペレーターの実態につきま
しては、実は建設省の直轄工事に従事
するオペレーターにつきましては、一
種の試験を、テストをやつておりま
して、能力検定を実施いたしてござ
います。そこで一般自動車の運転手等と違
ひまして、私どものねらつております
ところは、施工技術を高めてやつて
もらいたい、こういうことでございま
す。ましては、その検定に合格いたし
ましたオペレーターが建設大臣が認める
施工技術の能力を持つておる、これは
単なる運転技術を修得しておるとい
うだけでなく、この法律の条文にも
ございまして、この設計図書に従つて
適正な工事をやるに必要な知識と応
用能力を持つておると、こういうふう
に考へておりますが、つまり現場にお
きまして、単に運転ができるというこ
とじゃなく、現場においてはこの機械
の使い方をどういふふうによればう
まくいくというふうな一つの応用的な
能力、これを期待いたしておりますか
ら、養成をやつたり、あるいは検定を
いたしましての結果は、その合格者が
相当な能力を持つておると認められ
ることによりまして、誇りを持つこと
でありまして、またひいては将来待
遇も改善されていく、その結果、工事
の能率化あるいは工事の事故を防止
する、こういう効果が十分期待され
る、私どもはそういうふうな考へて
おります。法律上の効果としては特別
に恩典はございませぬけれども、実
質的にそ

ういふ効果を期待しておるわけでございます。

○田中一君 現在各地建の中でやっておるという検定は、どういふことをやっておりますか。それで、またそれが検定を受けるか、検定に合格して何らかの称号をもらつと、月給が上がるのですか、手当でも出るのですか。

○政府委員(鬼丸勝之君) 現在建設省でテストをいたしておりますが、これは各モーター・プールにおきまして養成訓練をいたしまして、この訓練の結果、テストをいたしておりますが、三十四年度の実績では延べ五千二百人いたしております。それから三十五年度は二千五百人くらいの見込みを考えております。これはまあ建設省直轄の職員だけですから、今までだいたいやりまして、来年度少し減ってくるわけでございます。

そこで合格者はそのうち約六〇%、三十四年度につきまして申しますと、五千二百人の六割、約三千人がテストに合格いたしております。そこで実際の処遇につきましては、これは合格した月給を一号上げるといふふうな制度はとっておりません。とっておりませんが、それぞれの現場事務所におきまして、他の勤務成績等も勘案して相当処遇はよくなるという可能性はあるわけでございます。

○田中一君 これは御承知のように、建設省の地方建設局は労働組合を全部結成しております。それでこういう養成、訓練はいいと思ひますけれども、格づけというものが、労働組合に対する、今あなたが暗々裏に言っておるように、将来の賃金格差というものを目ざすようなことになると、これは問題

になる。国家公務員の給与というものはきまっております。新しい内規でもあつて、かくかくの者に対してはこうするのだというものがなくて、管理職にある国家公務員が、下給職員の将来に対する格づけの基準にするという思想は絶対に排除しなければならぬ。国鉄の中を見ますと、国鉄は国家試験的な検定を受けたあとの資格に対してははつきりと手当を支給しております。これはやはりこれを修得するだけの努力、それから金銭的な負担というものを考慮されながら、先ほど官房長が言っておるように、設計図書に従つて建設工事を実施するために必要な専門の知識及びその応用能力」ということになっておる。それが得られるという格づけから手当制度をとると、労働組合の攻勢というものが相当強い中で、こういうようなことを部内でやっておるとなると、やはり国鉄がやっておるような方法をとらない限り、これは私は危険であると思う。いわゆる労働組合の分裂といふか、というものをねらつた一つのなにかというふうにも誤解されるおそれがある。そこで結局金銭的な負担と自分の努力、これはむしろ人間個々の能力の限界がありますから、適性、不適性もあると思ひます。だからといって、不適性なものの配置をして、そうしてその能力がないといつて将来の賃金あるいは身分上の格差というものが考えられるといふことになると、大へんな問題になりますよ、これは。そういうような思想を、今ちよつと官房長はちやつと見せたけれども、そういうことになると容易な場

場において、それをスポイルするということがあり得る。あなたの方の末端の工事務所長には往々にしてそういうケースが発見できます。民間の場合にはこれは別です。また民間がどういふ受け方をするか、それに対するどういふ待遇をするかは、これはまあ私企業の場合でありますから、おのおのその業内の労働組合と、それから企業者が話し合はばいいのでありますが、しかしあなたの方の地建の部内においてそういうことが、官房長がちやつとにおい

をかがしたような思想的背景があつてこれをやるとするならば、これは容易ならぬ問題です。その点をこれははっきりと、この点は一つ大臣に答弁を願いたい。次回に今の点をあなたが伝えたい。大臣にははっきりと答弁をさして下さい。官房長の答弁から私はそういうふうにおいのかいだのです。そういう点がもしあると、これまた問題がございしますから、この点は一つ大臣から答弁願ひます。

そこで、あなたの方で今使っている、地建の仕事に従事している職員の中で、いろいろな国家が検定なり試験をして、それに合格したというふうな方々が多いと思ひますが、それらに対する格づけ、処遇といふのはどういふ工合になつてゐるか。たとえば持つていない者は三年たつて一級上がるとか、あるいは何等になるとかいうような格差が現在行なつてゐるところではどのくらいまで進んでいるか、それが能力といふものは、勤務評定の面の生産能力といふものはそれが基準になつてゐるのか、あるいは資格といふものがあるから、そこでそれも一つの基準のうちの一点なら一点になつて標準に

なつてゐるのか、どういふ行き方をしているのか、

○政府委員(鬼丸勝之君) 現在おる地建の職員の中には、こまかいことはデータがございせんので申し上げかねますが、他の法令による資格免許証を持つておる者が相当ございします。たとえば建築士あるいは技術士、あるいはその他労働安全衛生規則等に基づく発破士とか溶接士等も職員の中にあると思ひます。しかしこの点は先ほど先生の御意見にもございましたように、公務員としての処遇上は何も影響ございせん。これらの特別の資格を持つておるからといって特に優遇するということとは全然ございせん。

で、これが公務員法上の問題としては全然別個に取り扱つております。本人が個人的にそういう資格を取つておるといふ事実があると、ただ公務員として別に勤務成績が、いろいろなそういう資格を持つておると同時に成績がいいというところは、これは勤務評定の上で判定されますが、その場合も建築士とか、技術士、あるいはいろいろな免許を持つておるから評定上有利になるというふうな扱ひは全然とっておりません。従ひまして、先ほどの御懸念のような、労働組合を分裂させるとかというふうな、そういう思想的なものは私ども何も持つておりませんので、これはまあ大臣からもまた後にお答えがあるかと思ひますが、一つ念のために申し上げておきます。

○田中一君 自動車の運転手は軌条じゃない、自由に車を動かす運転手です。建設用の重機械も軌条の上に乗っていないわけですね。自由に動かせるわけですね。一定の、たとえば私の土

地の中でもって私が自動車を運転してやる場合にはこれは運転手の免許は要らないと思ひます。そういう運転手などの職分なんかよくわからぬものですから、そういう点も一つ資料として出してほしいんです。どういふ範囲でもってどうなつてゐるのか、今答弁を伺ひますが、オペレーターが建設用重機械を国道とか、少なくとも別に管理者がある地上の上を走らす場合には何らかの制約があるのかないのか。それから、そういうものが今日の電車の運転手とか軌条を走る運転手とか無軌条の運転手とかいろいろありましょ

う。そういうものに対する権限、義務等わかつたらお知らせ下さい。

○政府委員(鬼丸勝之君) 建設機械のオペレーターと申しまして、先生も御承知のようにいろいろ多種多様でございますが、たとえばトラックとか、あるいはダンプカーとかトラックの運転手にいたしまして、単に工事現場の中だけで車を操作しております場合には、一般の自動車の免許といふものは要りませんけれども、たとえば道路を走るといふ場合には道路交通取締法の施行令の五十条に規定されております特殊作業用自動車の免許を受けた者でなければならぬといふこととございしますから、道路上を走るようなものにつきましてはそういう免許を取つた者に扱はれております。今後技術の検定とはその趣旨目的が違つておりますので、両方受けさせる、こういうことにはいたしてあります。

○田中一君 私はきょうあとの質疑は保留しておきます。

昭和三十五年三月三日【参議院】

○田上松衛君 相当時間が詰まっていますから、きわめて簡単に伺いたしますから、お答えも要点だけにしたいと思いますが、政令で定めるところの合格者のいわゆる称号ですが、これは具体的にどういう名前になるんですか。

○政府委員(鬼丸勝之君) この称号につきましてはまだ検討中でございますけれども、たいてい申し上げますと、来年度実施する建設機械の技術検定につきましては、合格者を建設機械施工士というような名前を一応考えておりますが、もう少し検討をいたしたいと思ひます。

○田上松衛君 それから政令の定めるところによつて技術検定を行なうというわけですが、その検定の種類は大よそどんなものなんです、対象になる……。

○政府委員(鬼丸勝之君) この施工技術の検定の対象といたしまして考えておりますのは、来年度は建設機械の技術と施工技術を取り上げたいと思ひております。なお将来考えられますのは、建築の關係の衛生工事、それから冷暖房工事、鉄骨工事、これも建築関係がございまして、それから道路の舗装工事あるいは防水工事、防水もまあ建築関係でございます。こういうものを取り上げてみたいというふうに考えております。

○田上松衛君 結局この法案のねらいは、あくまで施工技術の確保をはからうというところにあるだろうと思ひわけなんです、ところが建設業者に対しての態度ですか、これはいわけゆる仮称を施工士、これを必ず置かなければならないという規定はないわけであり

まして、ただ、あくまでこれは単なる訓示規定の程度だということに受け取れるのですが、その通りで間違ひないですか。

○政府委員(鬼丸勝之君) 今回の改正におきましては、技術検定に合格した者を必ず建設業者が雇ねばならぬというふうには考えておりません。まあ訓示規定——趣旨がちよつと違ひますけれども、私どももいたしましては、検定に合格した者をなるべく雇うように行行政上指導したい。また現在業者が雇つておる技術者のうちから検定を受ける者が多数出ることが望ましいので、そういうふうにつ指導して参りたいと考えております。

○田上松衛君 結局、これは強制するのでもなし、今のところでは、もっぱらそういう工合に指導していきうこととだけだと承るわけですが、一体その程度であつて、当初の目的の施工技術の確保というものが期待できるかどうかという大きな疑問を持つのです、それについてはどうお考えになりますか。

○政府委員(鬼丸勝之君) なお建設業者の施工技術の確保の問題につきましては、この建設業法による指導監督の面だけでなく、実は発注者の立場におきまして、実際の工事を請け負わせる段階において、十分発注者の方で業者を監督する。まずその請け負わせる場合の、指名をいたします場合の業者の選定におきまして発注者が十分注意をしてやる。それから入札しましたあと、業者の施工につきまして、発注者側の職員が現場の監督をいたしまして、設計図書に従つて工事が進んでおるかとかというのを監督いたしますので、

で、そういう監督の面がございまして、この業法の規定の運用と両々相待つて施工技術の確保をはかつて参りたい、こういうふうにご考慮願ひたい、でございます。

○田上松衛君 そういう配慮の上になされることとするならば、やはり究極するところ、これも必ず建設業者に施工士を置かなければならないといううなことに到達しない限りはいいけないのじゃないかと考えるし、また半面、技術検定合格者の立場から考えてみても、すでにそれぞれ一応は技術者たることの試験を受けて資格は持つておるわけでありまして、さらにこれをやるというところ、これは二重負担になるわけでありまして、二重負担になるのかかわらず、これが今のような状態であつて、さつき公務員についての場合はこれは説明でよくわかりましたけれども、公務員以外の場合、一般業者のことを考えてみますと、これだけのことをやらせるならば、やはりこの合格者に対して何かの特典を与えるべきだと思ひし、そこまでいって初めてこの法のねらいが達成できるのじゃないか、こう考えるわけなのであります。

○政府委員(鬼丸勝之君) 実は、総合的な意味での施工技術の確保ということにつきましては、今回の改正におきまして、第二十五条の二十五として、精神的な規定を規定しておりますが、本来建設業法の現行規定におきまして主任技術者の設置というのがございまして、そこで私どももいたしましては、建設工事の施工の全般的な技術上の管理を適正にやらせるといふことが一番根本的に重要でございまして、これにつきましては主任技術者を必ず工事現場ごとに置かなければならぬ、これによりまして全般的な施工の管理が適正に行なわれるということを期待しておるわけでございます。

それからなお、特に公共性のある工作物で重要な工事に関するものにつきましては、主任の主任技術者を置くこと、こういう規定もございまして、今回の技術検定の対象になつておりますのは、先ほどから申し上げておりますように現場の、どつちかと申しますと分業化された、一つの分業的な技術、それを担当する者を検定しよう、といううわけでございます。さつき申しましたように防水工事であるとか、あるいは舗装工事であるとか、そういうこととございまして、これらの人につきまして必ずこれを雇へということはちよつとこの際法律改正の問題としては穩当を欠くのではないかと。そこで実際に工事をやります場合に、たとえばこういうオペレーターが必要であるという工事をやる場合には、そういうオペレーターを使わせるようにすること、これが望ましいわけでありまして、それは発注者の立場からむしろ注文する、こういうことになるわけでございます。

○田上松衛君 どうもちよつとまたそこで逆に疑問を深くしてしまつたわけなんです。お話の通りに主任技術者を必ず置くというところは、これは旧法そのまま、何の変りもないわけですが、今、当面やつていこうとするのは、部分的な場所における、何と申しますか、小隊長というか、分隊長といううことなんですね。そうであるならば、むしろそれをやはり必ず置かなければならぬことにしないという意味はないのじゃないか、私これをお聞きしておるわけなんです。ところがそれは望ましいのだけれども、業者の立場から応じなかつたらこれは何にもならぬのじゃないかということなんです、もっとそれを明確にしたい、でございます。

○政府委員(鬼丸勝之君) この技術検定の対象になる技術者は、必ずしも常時その建設業者が雇つておかなければならぬとは考えておらぬのでございまして。と申しますのは、たとえば建築を主としてやつておる建設業者でありまして、これも相當な大きな工事をやれば鉄骨工事の技術者がおるといふのが普通でございまして、たとえば冷暖房では冷暖房の工事を専門にやつておる業者ならば常時置くといううことになりまして、建設業者も、御承知のように総合業者と申しまして、いろいろ特徴がある。また職別の業者も多数おるわけでございますから、これらの施工技術の技術者が、あらゆるいろいろな種類のものが常時雇われておらなければならぬというふうには考えておりません。その業者の必要に応じて、またその担当する工事の種類によつて、これらの技術者を雇へば足りるのではないかと、こういうふうにご考慮願ひたい。

○武藤常介君 ちよつとただいまの質疑応答でいろいろ感じたことは、非常によいことと私は考えます。建築業、建設業の発展のためにいいと思ひますが、この利用方法、また官庁のしむけ方によりましては、中小企業者を圧迫するよう傾向になりますから、将来ともよほどこれは注意しないと私はうまくなかと思ひます。これに対し

てどうですか。

○政府委員(鬼丸勝之君) まず施工技術の検定の関係から申しますと、先ほど田上委員からも御意見もございましたが、私もいたしましては、こういう検定合格者を建設業者に必ず雇わせるということにつきましては、ただいまのところ、また将来も実は考えておりません。そういう義務づけをするというところは、中小業者を圧迫するといふおそれがございますので、そういう点からあるいは微温的だといふ御批判があるかと思いますが、希望者の技術検定をやるといふふうにとどめたわけでございます。

それから第五條の二項二号の改正は、形の上では登録の要件を強化いたしておられるが、実はこれは登録の要件として認めるのはふさわしくない、単純な作業の発破土であるとか、あるいは溶接士とかいうものが一人いるだけで登録を認めることは適当でないといふ考え方から、建設大臣が指定したものを」といふふうにと今改正しようとするものでございますが、実はこの改正によりまして、現在の建設業者で脱落するといふものは、調査いたしました結果はございません。ですから現在の既存業者にも影響はございませんし、将来この程度の登録の要件としては、常識的に見ても、建設工事を一人前やる以上は単純な発破土とか溶接士が一人あれば認めるということとは避けるべきだと、こういうふうにかつて次第でございます。

○委員長(若沢忠泰君) 本案については、本日の審議はこの程度にとどめまして、午後は下簗、松原ダム建設工事紛糾問題につきまして、建設省当局から説明を聴取することにいたしました。それでは午後二時三十分まで休憩をいたします。

午後二時三十分休憩

午後二時四十分開会

○委員長(若沢忠泰君) これより建設委員会を再開いたします。

建設事業並びに建設諸計画に関する調査として、下簗、松原ダム建設工事に関する問題につきまして調査を行ないます。

まず、河川局長から、筑後川水系治水計画の経過、下簗、松原ダム補償交渉の経緯、紛糾問題等について御説明を願います。

○政府委員(山本三郎君) お手元に差し上げてございます二つの資料がございますが、第一番目の「筑後川水系治水計画の経過ならびに概要」につきまして、まず最初に御説明申し上げたいと思ひます。これを説きながら御説明申し上げます。

一番目は、筑後川治水計画立案の経過でございます。ここには今日までの改修計画の経過並びに今日の計画を立案するまでの経過がまず載っております。

筑後川全川にわたる計画的な改修工事は明治二十年に始まりまして三十六年に一応完了いたしました。それを第一期、第二期の治水工事としておりますが、それが一番初めでございまして、改修工事の計画洪水流量につきましては、昭和二十八年の洪水の前は、昭和二十四年に利根川に大洪水がありまして後に、治水調査会というのを設けました。二十四年の治水調査会に

よる改定計画により改修起点におきまして七千立方メートル、これは朝倉郡の志波村というところでございます。

て、これは一番あとに図面がついておりますが、筑後川流域図というのがございます。その中の一番右側が大分県、下が熊本県でございます。大体中央が福岡県になっておりますが、その夜明の発電所の左のところに志波というところがございまして、これが改修の上流端になっております。この志波というところにおきまして七千立方メートル毎秒という計画にいたしております。

そのうちの一千立方メートル毎秒を上流のダムによりまして洪水調節を行なうものといたしまして、巨瀬川合流点より上流においては六千立方メートル——巨瀬川という川がやはり今の図面でございます。左側の今の志波というところの下に巨瀬川という川がございまして、その合流点から上流において六千立方メートル、それからこの合流点より河口に至る区間においても五千五百立方メートルと決定したものであるが、昭和二十八年の六月の大洪水によりまして、昭和三十三年の二月にいろいろと計画を検討いたして、雨の状況とか流れの状況等をいろいろと資料を調べまして、確率計算をいたしました。考慮をいたしまして、百年洪水として長谷地点、長谷というところは、先ほどの図面の志波というところの上に長谷という、ちよと大分県と福岡県の境のところに長谷というのがございます。この地点におきまして八千五百立方メートルと改定されたものである。これは昭和二十八年の大洪水の流量に該当するものでございまして、これに該当するだけのものはやっ

ておかなければいけないということになりまして、これだけの流量を対象にいたしまして、筑後川の流量計画、河川治水対策は立てなければいけないというところで改定されたのでございまして、かかる上述のごとく長期にわたる改修工事の結果、下流部はすでに河道が概成されておりましたので、このような洪水流量の増加に対処するに、河道改修のみにする方法によれば、全面的な引堤及びかさ上げをもつてすることに、技術的並びに土地利用上等の見地から不適当と考えられたので、この改定計画においては、河道改修によらない部分をダムによる洪水調節によるものと、長谷地点の洪水量八千五百立方メートル毎秒を六千立方メートル毎秒に低下せしめるものと、河道改修は宝満川合流点より下流は六千五百立方メートル毎秒とし、従来より千立方メートル毎秒増加することにした。——八千五百立方メートルになりまして、非常に流量が多くなりますので、下流の改修計画だけでこれを処置しようという案も作つたわけでございますが、非常にたくさんな土地もつぶれるし、人家も移転しなければならぬ、工事費も三百億以上、当時かかるというふうなことになるので、上流でぜひ一つ洪水調節をしなければいかぬ。下流でこれを全部やるとなると、非常に大きなものになるというところ、いろいろ検討いたしました結果、上流のダムと下流の一部の堤防の引堤等を行ないましてやろうということに相なつたわけでございます。下流の流量が一千万立方メートルふえたために、それだけの分の堤防を広げるだけでも千七百戸の人家を移さなければならぬといふことになっておる。これを全部川幅を広げるということになりますと、その三倍も人家を移転したりしなければならぬといふことに相なりましたために、上流で何とかしなければいかんということで、いろいろと検討いたしましたわけでありまして、

第二番目に、上流のダム計画の検討の経過でございます。上流ダムについては、上述のごとく昭和二十四年の治水調査会の方針決定以来、大山川——大山川というの、これが筑後川の本川で、ここが日田でございます。それども、日田の上流で東の方から流れてくる玖珠川という川と、南東から流れてくる大山川というのが合流してございまして、この二本が日田のところと合流してございまして、それから下流のところが筑後川になるわけでありまして、大山川、玖珠川筋について調査検討がなされてきたが、昭和二十八年の出水による改定計画では、洪水調節に必要な貯水容量も著しく増大してきたので、これに際して各ダム地点の洪水調節上の機能、地質等の検討が行なわれた。調査地点のおもなものと及びこれに要した調査費は次表の通りである。——その次の表に書いてございまして、調査費として金がつきました。昭和二十七年からでございますが、昭和三十三年までにかつたしまして、合わせますと、二千二百二十万二千円がつかつておるわけでございます。この中には久世畑が一千万円以上使つております。そのほか「松原ほか」と書いてありますが、これには——これが松原ダムの今の候補地点、これが下簗ダムでございます。その他これが築瀬ダム、これが川畑ダ

ム、それからこれが久世畑ダムでございまして、大山川につきましては久世畑、松原、下笠、二俣、築瀬、この上に二俣というのがございます、これが川知——六カ所調べてございます。それから玖珠川の筋は、これが下榎鈎と申します、この地点。それから上がりましてこれが猪牟田という地点、それからこれが地蔵原、これが千町無田、ここに銕物節鈎、それから竜門、結局玖珠川につきましては六カ地点、合計いたしますと、十二カ地点くらい調べたわけでございまして、「松原ほか」と書いてありますのは、久世畑以外に使った調査費でございまして、註のところに書いてありますように、昭和二十八年度においては、西日本災害調査費より久世畑ダムに対して別途四百七十四万七千円が支出されております。

それから各ダム地点について行なわれた調査結果の大略を述べると次の通りである。まず、久世畑ダム地点については数次の溶岩流の堆積によりまして形成された地質であり、さらに河床部には横断並びに流心方向に大規模な断層が介在し、かつ耶馬溪溶岩下部の泥灰岩層及び河床下の恵良溶岩上の赤色凝灰岩層は脆弱であり、これに接する基盤も破砕が著しく、透水のおそれが大である。これらの不良岩処理は技術的にはなほ難しく困難であり、多大の工費をもって処理しても、なおかつ十分な安全を期することが困難であると判定された。——久世畑ダムというのはここでございまして、この一カ所がもしできましますならば、八十数メートルのダムを作りましますならば、今考えております松原、下笠の二つのダムを作るくらいの貯水容量は得られる

わけでございます。ですからこれができましますれば、一カ所で非常によかったわけでございますが、これをいろいろ調べてみたんですが、この久世畑が一番問題になっておるようでございまして、詳しく地質図を——詳しい話には開発課長にあとでやってもらいます、久世畑ダムがこの地点でございまして、今いう断層というのは、この地点にあるわけですね。それからこの下に、今一つ大きな断層がございまして、この断層と下の断層が続いておるわけですね。ここに二メートルくらいおる非常にやわらかい層をかんでおきまして、これが非常に透水が心配です。それからここに弱い層がございまして、一番心配なのはやはりダムの川に沿って、断層があるわけでございます。これが下の断層と続いておりますから、その断層ができたと同時に、ここに割れ目ができたということでございます。非常に、非常にこれに膨大な金がかかるというふうなこともございまして、従いましてこれは非常にわれわれといたしまして、この地点に作るならば非常に有効であるし、一カ所で済むのでございまして、先ほども申し上げましたように、非常にたくさん金をかけてやっただけでございますけれども、放棄せざるを得なかったというのが実情でございまして。

それから次にその他のおなる地点についての説明を書いてございまして、まず第一番目に、玖珠川筋の竜門、それから銕物節鈎、それから猪牟田の各地点については、流域面積が非常に狭いわけでございます。非常に上流地点でございまして、たとえばこへダムを作りましても、雨をキャッチする面積が非常に少ないものですから効果が非常に少ないという。洪水流量が小さいので本川下流に対する洪水調節効果の点で不適当だ。非常に筑後川の流域面積が大きいのに、これら川の面積をダムでとめても、下流に対してはほとんど大した洪水調節になり得ないという点で問題にならないという点で問題にならない。それから玖珠川、下榎鈎、これはこの地点でございまして、先ほどの流域面積の点からいいますと、非常に流域面積は大であるが、ダム地点の兩岸の地形が割と低いのでございまして、それから地質に押えられてダム高は五十メートル程度が限度であり、結局洪水調節に必要な貯水容量を得ることができないという点で問題にならない。

それから次は、大山川筋の方でございまして、まず築瀬地点については崖錐が深く川幅が広く、地質的に阿蘇溶岩下部の凝灰岩層は試験の結果透水性——非常に水の漏る性質が大きくて、ダムの高さは六十メートル程度が限度であり、必要な貯水容量を得ることができないというふうになったわけでございます。

次は、松原、下笠の両地点の問題でございまして、それは、噴出溶岩から形成され、松原ダムについては右岸松原層の節理及び左岸下流沢の小規模断層のほかに堅硬な溶岩が露出し、また下笠ダムについては均質強固な下笠溶岩を主体とする地質であり、ダム築造に支障を及ぼすほどの断層は見当たらない。以上のような検討結果に基づき昭和三十二年八月最終的に松原、下笠両ダムの組み合わせにより洪水調節を行うことが最も適当であると判定された。——松原、下笠は、今書いてございまして久世畑の方は、溶岩が流れていきまして堆積したものであります。これは下から噴出した溶岩でございまして、岩質が非常に均一でございまして、これは九州大学の地質の先生にもよく見ていただきましたけれども、松原が一番いいという人もあります。下笠が一番いいという人もあります。下笠は、いづれにいたしまして、この地点は筑後川の筋におきましては一番良好の地点である、こういふふうに地質学者も言っておるわけでございます。

次は、下流改修計画の概要と現状を御参考までに申し上げておきたいと思っております。前述のごとく長谷地点の計画洪水流量を六千立方メートル毎秒として現在河道改修工事を実施中であるが、改修区域については従来の改修上流端より上流の把木、原鶴地区——これは把木、原鶴はその上流にあります。——並びに日田市地区を施工区域に編入し、かつ本川に流入する巨瀬川、宝満川等の各支川の取りつけ区域を延長して改修することいたしました。本川の改修工事は浚渫、掘削並びに堤防かさ上げによる河床の増大がおもであるが、久留米市周辺の二カ所では引堤を行ない、また現状が堤防の部分は堰堤として残すようにしておる。これらに伴う工事量は昭和三十年以降掘削六百万立方メートル、浚渫五百万

貯水池の規模は、下笠、松原ダム
二つについて書いてございますが、下
笠ダムの方が上流で松原が下流になっ
ておりますが、流域面積は下笠が百八
十五平方キロ、松原が四百九十一。そ
れから湛水面積、これは水没になる面
積でございますが、下笠が二平方キ
ロ、松原が一・九平方キロ、それから
満水位の高さはおの三百三十六
メートルと二百七十三メートルでござ
います。それから総貯水量は下笠が五
千九百三十万立方メートル、松原ダム
が五千四百六十万立方メートル、有効
に使える量が五千八百八十万と四千六
百四十五万立方メートルでございます。
そのうち洪水期にあけておきまして治
水に使う量が下笠が五千八十万、松原
が四千五百五十万立方メートルでござ
います。発電に使う容量は五千八百十
万、四千六百四十五万、これは治水容量
として貯水いたしておりますので、洪水
期以外にはこれだけの容量が発電に使
われるということでございます。堆砂
の容量といたしまして七百万立方メー
トルと七百五十万立方メートルとって
おります。

それから工費及び工期でございます
が、下笠ダムと松原ダムは並行いたし
まして、まあ下笠の方を先に作るわけ
でございますが、全部の費用といたし
まして百七十七億八千万円かかるとい
うことになっております。着工は下笠
が三十三年四月竣工が三十九年三月、
松原が着工三十四年四月でございま
した。竣工は昭和四十三年の三月とい
うことに見込んでおる次第でございま
す。なお、下笠ダムはコンクリートの
アーチ・ダムでございまして、松原ダ
ムはコンクリートの重力のダムでござ
います。

それから次に、もう一つの資料でござ
います。二下笠松原ダムの補償交
渉の概要及び水没地区実態調査表」と
いうのがございます。

その前に、今の松原ダムがここで、
下笠ダムがここでございまして、県の
関係を御説明申し上げておきますと、
この太い線が県界になっております。
ここが熊本県でございまして、従いま
して松原ダムの貯水池も、この分岐点か
ら上流の区間は両県にまたがるわけで
ございまして、それから下笠の方も大体
貯水池の下流半分くらいは両県にまた
がるということになっております。
ここが熊本県こちらが取り巻いて大分
県ということになっております。それ
から町村は熊本県は小国町一町でござ
います。それから大分県の方は、一番
上が上津江という、上津江がこの貯水
池の一番上流端が少しかかるわけでござ
います。それからこれから下、ここ
までが——松原の地点のところから
ずっとございましてここが中津江村にな
るわけでございまして、それから松原ダ
ムの右岸の部分が栄村でございまして、そ
れからこれから下の松原ダムの区間が
大山村になっております。従いまし
て、熊本県が小国町一町、それから大
分県側が上津江、中津江、栄、大山村
の四ヶ所になっております。そういう
関係になっております。

まず、下笠松原ダム補償の交渉の概
要を申し上げます。昭和三十三年夏こ
ろまでの予備調査をやっている時代に
は、地元関係者は比較的協力的であつ
た。すなわち昭和三十一年の一月の測
量は関係者の了解を得てこれを行な
い、その補償金も支払い済みでござい

ました。しかし昭和三十三年秋ごろよ
り熊本県側関係者の態度が硬化して、
建設省当局との面会を一切拒絶するよ
うになり、昭和三十三年四月以降の実
施計画調査を実施するにあつても、
大分県側関係者は建設省の説明会にも
よく出席し、比較的協力的であつた
が、熊本県側関係者はますます反対の
意向を強くし、面会を拒絶するととも
に、大分県側関係者にも積極的に反対
の働きかけを行なうに至つた。——初
めのうち、調査をやっておる間は非常
に協力をいたしまして、関係者も了
解をしていたたいておたわけでござ
います。昭和三十三年の秋ごろに急
に、熊本県小国町方面でございませ
うが、態度が非常に硬化して参つたとい
うのが実情でございまして。

このため当局は、と申しますのは
地方建設局でございまして、熊本県
側の関係者の説得を続けるほか、昭和
三十四年に入りまして、面会もできま
せんので、土地収用法の規定による立
ち入り調査及び試掘等の手続をとら
まして、立ち入り調査については三十四
年の一月八日、九州地方建設局長より
熊本県知事あてに、土地収用法の十一
条の手続でございまして、熊本県知事
あてに通知をいたしたのでございま
す。それから試掘の許可の問題でござ
います。これは土地収用法の十四条
の関係でございまして、試掘等につい
ては同年の四月の九日に熊本県知事か
ら許可を受けております。

それから一方、熊本県側のダム地点
の土地所有者に試掘等の申し入れを行
なつたが、面会を拒絶された。そこで
文書により法に定める手続に従つて試
掘を行なうことを通知した後に、昭和
三十四年の五月十三日に現地に立ち入
りまして試掘等の障害となる立木の伐
採を開始したものでございまして。こ
れは試掘等の許可を得たわけではござ
いまして、その後地元の方々の方に
その了解を得ようということでも申し
入れをいたしたのでございまして、面
会を拒絶されたので、やむなく現地に立
ち入りまして試掘等をするために妨害と
なる障害物を除去したのでございま
す。ところが五月十九日になりました
で、地元の方々約三十名が現地にす
わり込みまして試掘等の妨害をしたの
で、紛争を避けるために作業を中止し
たしたのでございまして。

そういう状況でございしたので、
一時中止の上いろいろ方法を考えまし
て、その後、ダムサイトの土地の所有
者であります小国町の志屋部落の関
係者は話し合いをしようと思つており
ます。に、現地に、さく、小屋等を建
設し、氣勢を上げるとともに、建設省当
局との面会を拒絶し、さらに熊本県知
事の説得、それから下流受益者代表久
留米市長等、これは筑後川の改修
留米市長等がございまして、久留
米市長さん等の協力要請にわざわざ出
向いたのを拒否して今日に至つておる
のが実情でございまして。

それから、次に水没地区の実態の調
査表がございまして。

まず、松原ダムの関係の村別、部落
別の関係戸数、世帯数、人員等がまず
書いてございまして。松原ダムにおきま
してはまず大分県の大山村、それから
栄村、中津江村、この三ヶ村が関係い
たすわけでございまして、それから熊
本県の小国町がそのほかに関係ござ
います。このうちで非常に強硬な反対を
いたしておられるのが志屋部落、浅
瀬、芋生野と申します。こういう地
区でございまして。

それから下笠ダムの関係でございま
すが、これは中津江村が一番たくさん
でございまして、これは大分県でござ
います。それから上津江村も大分県で
ございまして。それから最後の小国町が
熊本県でございまして。熊本県の非常
に反対の強いのは四戸でございまして。
それから次のもう一つの表でござい
ますが、松原、下笠ダムの水没地区の
調査表でございまして、これは詳しい
調査をいたしませんとはつきりはい
しませんわけでございますが、現在こ
のダムを作つたために水没される予
定の地区の中にあります。いろいろの
物件でございまして。まず、下笠ダムに
おきましてはたんぼが約三十四町歩、
畑が二十二町歩、山林が八十三町歩、
原野が五町歩、宅地が六町歩、墓地
が一反五畝でございまして。合計いた
しまして面積が百五十一町歩といふこ
とに相なっております。それから戸数は
百七十三戸でございまして。世帯数が百
八十五、人員が九百九人、非住家が二
百五十五でございまして。その他公の建
物等がございまして、これらの公的の施
設につきましては、各官庁にみな了解
を得ておるわけでございまして。

それから松原ダムでございまして、
これは先ほど申し上げましたように大
山村、栄村、中津江村、小国町に関係
いたすわけでございまして、たんぼ、
畑、山林、原野、宅地等はここに書い
てある通りでございまして、合計いた
しますと百四十町歩かかるわけでござ
います。それから戸数が百三十八戸、

建設委員会会議録第九号 昭和三十五年三月三日【参議院】

世帯数が百四十一でございます。人員が八百八十八人、非住家が二百十六でございます。その他学校、発電所、社寺等がございます。合計いたしますと、この二つのダムで土地が二百九十一町歩、戸数が三百十一戸、世帯数が三百二十六、人員が千八百九十七人、非住家が四百七十一ということでございます。

それらの内訳はその次に町別別に書いてございまして、一番大きいのはやはり中津江と小国でございます。中津江村が九十四町歩、小国町が九十七町歩、それから戸数にいたしますと中津江が百七十戸で、次が小国町と大山村の五十三戸でございます。世帯数におきましてもやはり中津江村が一番たくさんございまして百八十二世帯、それから人員も九百八十八人、非住家が二百二十八ということに相なっております。このうちで大分県の部内の各町村におきましては、従来とも説明もよく聞いていただきました。また比較的協力的だったわけでございますが、先ほど午前中にお話しを申し上げますように、最近熊本県側の反対がなかなかおさまらぬということ、それからもう少し早くやらなければいけません、建設省は何をしているのだというような話から、約束は白紙に返すというようなことを決議をされまして、きょう地方建設局の方へその文書を持って参られたということを聞いております。この内容は、新聞でございまして、はつきりは申し上げられませんが、「水没者は建設省の出先機関との過去における協議あるいは了承の一さいを白紙にかえす」、「現況に基づき河川予定地制限令の即時撤廃を要求す

る。過去の物的、精神的損害に対する補償を要求する」というような項目を地方建設局にきょう持つてこられたというふうな情報が入っております。従いまして大分県側は非常に協力的でございまして、向うが片づかないなら、われわれだけ黙っておるわけにはいかぬというふうな空気が出て参っております。以上、簡単にございまして、もう少し地質等、あるいはダム地点等につきまして詳しい御説明が入り用でございますので、申し上げたいと思っております。

○委員長(岩沢忠義君) 本件調査について御質疑の方は、順次御発言を願いたいと思っております。

○田中一君 これ両方の水没の田は現在幾らあつて幾らなくなるのだというように説明してくれぬかね。場合によつたら比率を説明してくれぬかね。たとえば中津江村が田が十九町歩減るといふことになるならば、現在田は幾らあるのだ、そのうちの十九町歩が減るのだというふうに説明してくれぬかね、全部について。

○政府委員(山本三郎君) 今ここに資料ございせんが、それは調べて申し上げますと思ひます。

○田中一君 水没地域の図面を、宅地や何か、割合に大きなものとして、着色をしてよこしてくれませんか。この部落々々水没地域はわかるね。どの村はどれだと思ひます。

それらからこの週刊新潮に出てくる記事は、全面的にこのままこの記録は記録として認めていいのか。あるいはこの内容は非常に違つてゐるものがあるならば、違つたものがあるというところ、できるならば、みながついておられぬから、こいつを委員会でも委員長買って下さつて、そうして配つて下さい。そうしてこの記事の内容について、この点はこうだ、これはこうだというところを一つ説明してほしいのだ。

○政府委員(山本三郎君) それは私も読みましたけれども、今はつきりそれに対して御回答を申し上げられませんが、もう一ぺん読みまして申し上げたいと思ひます。

○田中一君 君らで買つか、そういう予算がなければ、委員長、調査室でこれを買つて下さい。

○委員長(岩沢忠義君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○田中一君 われわれがこれしか——君らの報告を信用するとか、少ないとかいふ問題ではないのです。少なくとも第三者がそのものを——印象記だ、一種の印象記を書いているというふうな受け取つてゐるわけですよ。だから河川局長が、こんな本を内容を一ぺん読んでわからぬようなことではいかぬ。

○政府委員(山本三郎君) 読んだときはわかりましたけれども、今はつきり申し上げられないのです。もう一ぺんよく読み直しまして申し上げたいと思ひます。

○委員長(岩沢忠義君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(岩沢忠義君) 速記をつけ

○説明員(小林泰君) 事業認定の申請書に對します反対者側の意見が出ております。この意見について、こちらの考え方を申し上げればよろしいのでございませうか、どういふふうになりますか。

○委員長(岩沢忠義君) 向こうがどういふことを反対したかというのを一応調べるならば、一方的に説明したのじゃわからない。君の方のベースに巻き込まれることになる。

○説明員(小林泰君) それでは向こうの質問について解説いたしまして、御説明申し上げます。

事業認定の計画内容の中に、筑後川総合開発事業の一環として、この松原、下笠ダムを建設するのだということが書いてございまして、意見では、筑後川総合開発事業の内容が一つもこの計画書の中にうたわれておらないが、どういふことかという点でございます。

○田中一君 ちょっと待つてくれ、どれ言つてゐるのか、これか……

○説明員(小林泰君) それでございませう。

○内村清次君 今の一の反対意見は一応はこうだというのに対して、あなたの方はどういう意見を持つておるのかというのを説明するといふので、あなたは説明しかつたのでしよう。これはあなた、その通りでしょう。だからそれをあなたの方で説明してくれなければ、それでは何もならない。

○説明員(小林泰君) それでは一の質問につきまして私どもの考えを申し上げます。

〔筑後川総合開発事業とここに書いて

てございまして、国土総合開発法にいうような広い意味の総合開発は、この地域にはないわけでございます。それは特定地域の指定もございせん関係でそうなつてゐるわけでございまして、建設省におきましては、河川計画を立案いたします際には、上流の砂防から、ダム、河川改修計画及びダムに關連した利水事業を含めまして、総合的な河川計画の検討をいたしておるわけでございます。従いまして、これを筑後川総合開発事業とここで呼称したわけでございます。もちろん広い意味の総合開発事業の根幹となる事業と考えておるわけでございます。それから申請書には、この総合的な河川計画の内容のうち、実は砂防計画についての記述が漏れております。それでその点について補足説明をする必要があるかと存じておるわけでございます。

それから、第二の質問でございますが、これは多目的ダム法が存するか、ダムは全部多目的ダムでなければならぬという理由はない。建設省は治水に専念すべきであるという意見であります。これにつきましては、お説の通り多目的ダムでなければならぬという理由はないわけでございます。治水もまた建設省の最も重要な任務の一つでございまして、建設省は、先ほど申し上げましたように、水系一環の河川の総合的な治水計画を立てておるわけでございます。それで筑後川の洪水といひましまして、昭和二十八年の出水にかんがみまして、先ほど局長からお話ございましたような上流のダム群及び下流の築堤工事に関する改定計画が決定されたわけでございます。従来、従来の計画に對しまして、下流で

てございまして、国土総合開発法にいうような広い意味の総合開発は、この地域にはないわけでございます。それは特定地域の指定もございせん関係でそうなつてゐるわけでございまして、建設省におきましては、河川計画を立案いたします際には、上流の砂防から、ダム、河川改修計画及びダムに關連した利水事業を含めまして、総合的な河川計画の検討をいたしておるわけでございます。従いまして、これを筑後川総合開発事業とここで呼称したわけでございます。もちろん広い意味の総合開発事業の根幹となる事業と考えておるわけでございます。それから申請書には、この総合的な河川計画の内容のうち、実は砂防計画についての記述が漏れております。それでその点について補足説明をする必要があるかと存じておるわけでございます。

それから、第二の質問でございますが、これは多目的ダム法が存するか、ダムは全部多目的ダムでなければならぬという理由はない。建設省は治水に専念すべきであるという意見であります。これにつきましては、お説の通り多目的ダムでなければならぬという理由はないわけでございます。治水もまた建設省の最も重要な任務の一つでございまして、建設省は、先ほど申し上げましたように、水系一環の河川の総合的な治水計画を立てておるわけでございます。それで筑後川の洪水といひましまして、昭和二十八年の出水にかんがみまして、先ほど局長からお話ございましたような上流のダム群及び下流の築堤工事に関する改定計画が決定されたわけでございます。従来、従来の計画に對しまして、下流で

てございまして、国土総合開発法にいうような広い意味の総合開発は、この地域にはないわけでございます。それは特定地域の指定もございせん関係でそうなつてゐるわけでございまして、建設省におきましては、河川計画を立案いたします際には、上流の砂防から、ダム、河川改修計画及びダムに關連した利水事業を含めまして、総合的な河川計画の検討をいたしておるわけでございます。従いまして、これを筑後川総合開発事業とここで呼称したわけでございます。もちろん広い意味の総合開発事業の根幹となる事業と考えておるわけでございます。それから申請書には、この総合的な河川計画の内容のうち、実は砂防計画についての記述が漏れております。それでその点について補足説明をする必要があるかと存じておるわけでございます。

は千立方メートルを増大し、上流では毎秒千五百の洪水調整の能力を増大しというほか、水源における砂防工事を整備することが計画として定められております。ダムにつきましても、治水の目的のみで計画する方法も考えられますが、わが国におきましては非常にこのダムの地点というものが少ないわけでございます。この少ない地点について単独の目的のみで貯水池を設けるといふことは、国の経済から申しましても非常に適当でない。将来増大するような工業用水あるいは電力エネルギー面等の問題からいいますと、ダムは必要でございまして、それらを多目的化してやっていく考え方が、国土開発の根本的な考え方であるべきだ、こういうふうな考えておるわけでありませう。

それから第三の質問は、電力に関しては九州電力株式会社の業務であり、自分たちは同社の利益をはかるまでの責任はないのだという御意見でございしますが、この下笠、松原両ダムにつきましても、先ほど申し上げましたような理由から、多目的ダムとすることによって利水上の副次的な効果をあげるように計画しておるわけでございまして、電源開発も国の重要な施策でございまして、御協力を得たいと考えておるわけでございます。

それから第四の問題は、申請書に、九州の電力界は火力より水力の方が安価につき、水力電源開発が急務であるというふうな書いてあるけれども、全国に電力界は火力水電であつて、特に石炭豊富な九州地方においては火力がむしろ安いのではないかと御意見であります。これにつきましては、

主務省である通産省の意見について申し上げますと、電力の伸びとともに火力発電施設が増大するわけでございまして、火力は毎日あるいは季節的のピーク変動に際するときは非常に困難でございまして、こういうピーク・ロードに際するような施設をする場合には、電力のコストが非常に高くなるというところでございまして、それでこの変動に對しての電源としては、ダム式による水力開発が最も経済的であるというふうな考え方でもございまして、これが火主水従の意義のあるところであるといふことを申し上げておきます。

それから電力の総合的経済的な供給をいたしますには、必ず火力の開発と合わせてこのようなダム方式の水力が並行して建設されなければならぬ。特に九州地方の事情におきましては、最近の急激な需用の増大に伴ひまして、火力を中国、四国方面に送電いたしまして、逆に、こういう負荷の変動に應ずるような水力は、四国地方等から逆に融通するといふような計画について、主務省において検討されておるような実情でございまして、九州における水力の拡充というものは、そういう状態から見ましても、非常に緊急性の高いものであるという意見を述べておるわけであります。

それから第五の意見は、申請書には、両ダム計画につき、あらゆる機会を利用して利害関係者に説明したそうであるけれども、「建設省の出先機関は、最初より土地収用法を語り、書信は八田切手で済まし、まことに事務的であり、利害関係者の要望は避け、セメントのくいは勝手に打ち」込んで、それからダムの建設計画の概要という

ようなものについては、申請書が来て初めて明らかにしたというふうな状態であるから、一体、どういふ努力をしたのだというふうな御意見でございしますが、この計画につきましても、地建といたしまして、あらゆる機会を利用して、説明会を開催するように地元へ働きかけて参つておるわけでございまして、大分県側では、十数回にわたつて、補償の方法あるいは計画の内容、それから測量の方法等についての説明会を開催いたしております。

熊本県側の小国町につきましても、これは地元の町村も、関係人が絶対反対であるから、説明会を開く必要がないといふような態度をとつておられまして、数回にわたつて、説明会の開催を要請をいたしましたが、拒否されて、その説明をいたす機会を失つて参つておつたわけでございまして、大分県知事が中津江村に行かれました。昭和三十三年八月でございしますが、その際まで、大分県側ではすでに五回の説明会を開催いたしておりました。熊本県側では、それと並行して、七月三十一日と八月十六日に、説明会開催の申し入れをいたしておりましたが、結局、その開催を拒否されておつたわけでございします。それ以後も、十分な努力をいたして参つたわけでございしますが、拒否にあつて、その機会を得ず、やむを得ず昭和三十四年一月八日に、土地収用法第十一條による測量の立ち入りについて通知をいたしたものでございします。

それから書信について、八田切手で送付したということが指摘されておりますが、実は、これは昭和三十四年の五月の二十六日に、ダム建設反対の皆さまへ、というパンフレットを作成いたしました。これを送付いたします際、八田切手で一回送付したことがあるといふことでございします。

それからセメントくいの件でございしますが、これにつきましては、無断で打ち込んだといふことはございせんので、打ち込みにあたりましては、土地所有者の同意を得て行なつておりまして、境界の不明や土地所有者の変更によつて、打ち込みについて抗議の出たものにつきましても、抜き取り等の措置を取つておるわけでございします。

それから次の意見は、「下笠ダムサイトの試験試験については、法律上幾多の疑問あり。建設省が実行行使をなさなか、我等迎へ撃ちて流血の惨となるは火を見るよりも明らかななり」といふ御意見でございしますが、この法律上の問題の疑義については、具体的にどういふような点が疑義があるかという点が明らかになつておりませんので、当方としても、ちよつとお答えしかねておるわけでございします。ただ、従来建設省のとつて参りました措置については、違法はないものと考えておるわけでございします。

それから次の質問につきましては、「本年一月十八日の中津江村対策委員会は、事業認定申請書の説明を主とせし」と書いてありますが、「調査事務所長野島君すら出席せず、地建局長上ノ土実に至りては、最大の被害地中津江村にすら只の一度も来村せしことを聞かず」といふことでございします。これは、昭和三十四年の一月十八日の中津江村の水没者大会には、現地の事務所長が出席できまじでしたことは事実でございします。しかしながら事前、

中津江村の対策委員会にその旨を述べまして、了承を得ておりましたわけでございます。それで、所長の代わりには事務所の用地官が一切を委任されて出席いたしておりました。大会では、一応目的を達しておるわけでございします。それからまた地建局長は、昭和三十四年六月下旬に中津江村におもむいておりまして、村長、村会議長等の対策委員会の幹部の方々とお会いいたしておりました。水没関係者の生活基盤の確立等について、関係者の意向を伺ひまして、最大の努力を払いたい旨を付け加えて協議いたしておるわけでございします。

それから次は、「申請書には熊本、大分両県五カ町村にわたり、何分にも関係人が多数に達すると記しあり、まことにその通り、建設省は大いに熟考せよ」といふ意見が出ております。松原、下笠ダムによる水没者は、きわめて多数でございしますが、筑後川治水のために、建設省の対策を信頼されて御協力願ひたいといふことでございします。が、なおこのほかに下流におきましては、やはり相当大きな犠牲者も築堤工事等によつて出ることもお考えいだきたいと思つておるわけでございします。

それから次の質問は、「申請書に、久世畑はこれのみで所要の洪水調節が可能であるが、地質的には断層が介在し、処理がきわめて困難であると、これは技術上絶対不可能の意か、なお困難を立証する調査書類を示せ」といふ御意見でございします。これは、まことに、ごもっともな御意見でございますので、私どももいたしましても、資料を整備して十分な説明

をいたしたいと考えておるわけでございます。その内容につきましては、先ほど河川局長から概略御説明いたしましたような通りでございますが、さらに詳細なものについても、必要とあれば提示して、よく御納得いただきたいと思つておるわけでございます。

第十は、久世畑は松原、下笠に比し水没予定家屋が多きため補償に難点あり」というようなことが申請書に書いてあるけれども、これは「恣意もほどほどに」という御意見でございまして、久世畑ダムは、松原ダムに對しまして、水没家屋が多くて、地質の処理等とも合わせますと、非常な工費がかかるという点も、事実ではございまして、この久世畑ダムをやめた理由といたしましては、先ほど河川局長から御説明申し上げましたように、問題は技術的な点にあるわけでございまして、相当の工費をかけてやっても、なおかつ基礎の処理において、安全が保障しにくいという判定から、主として、これが放棄になったわけでありまして、それから次の質問は、申請書には、「下笠ダムサイトは地質が良好で標高三百二十五メートルまでは全然問題なく、標高三百四十メートル程度も地質上大丈夫と推定されておる、ダム建設には絶好の地点である」と書いてあるが、すでに試験試錐等を済ませたのかという意見であります。

下笠の地質調査につきましては、昭和三十年末から三十一年にかけて、九州大学地質学教室の教官に現地調査を依頼いたしましたので、その後また通産省並びに建設省土木研究所等の地質専門家が現地調査をいたしまして、ダムの地質については、その踏査において

も、すでに明らかであるように、良好であるという判定がされておるわけでありまして、それからなお、小国町地内の右岸側の方については、ボーリングはやつておりませんが、左岸側の中津江地内においては、試験試錐の作業も一部済ましたわけでありまして、まあそのような地質の専門家による判定によつて、良好であるという判定でございまして、土木技術的には問題が全然ないとは、もちろん考えられないわけでありまして、つまり基礎の処理をどの程度にやらなければならぬか、あの辺まの規模を、掘さく面を、どの辺までおろさなければならぬかといふような細部の実施計画については、やはり地質構造を、さらに詳細に知る必要があると存しておるわけでございまして。

それから次の「申請書に、筑後川は水源を阿蘇外輪山に発し、高峻な山岳地帯を流下し、幾多の溪流支流を合流し、砂防工事が必要である」といふ御意見でございまして、砂防工事については、先ほど第一において、補足説明する予定でございました内容の通りでございまして、これはお説の通り、砂防工事は喫緊でございまして、昭和三十三年以降に降における治山治水五カ年計画におきましても、この水城における砂防施設の拡充について、重点が向けられておるわけでございまして。

それから次の十三の質問は、地建は「筑後川下流の引堤、堤防かさ上げ、放水路、いずれも技術的に困難で、それに伴う用地収買費、工事費等は多額であり」よつて上流の一、二のダムにシワ寄せしたんだらうという御意見でござい

います。この改修計画の内容については、先ほど申し上げましたように、上下流とも拡大せざるを得ない内容になつておるわけでございまして、それからこの計画において、下流の河川の改定、つまり増補工事によりまして、移転を要する家屋は、杷木以下で千七百戸、それから買収を要する農地が約二百九十町歩、宅地において四十町歩という、非常に膨大な犠牲が下流においてもあるものであつて、決して上流だけのしわ寄せによつて解決するといふ考えではございまして、上下流に、いかに流量配分をすればいいかといふ点について、いろいろ慎重な検討をいたしました結果、現在の計画になつておるわけでございまして。

それから、次は「松原ダム計画と、九州縦貫道路計画との関連いかん」といふ御意見でございまして、これは昭和三十四年閣議決定によります九州地方開発計画において、九州地方を縦断する道路の調査並びに実施が促進されることになつておるわけでございまして、この路線につきましては、その企画あるいは路線の通過地点等については、今後の詳細な調査によらなければならぬわけではございますが、下笠、松原ダム付近については見ますと、現在のところでは北熊本線、北阿蘇線等を利用して、つまり日田から柱立、内牧を経由する路線が予定されておるのであります。従いましてこのダム建設によるつけかえ道路については、この縦貫道路の路線と調整をはかりまして、極力効率的な実施をはかつていく考えでございまして。

それから十五の御意見は、「一月四日付官報資料に、新しい治水五カ年計画」と題して建設省が掲載したもののうちから二、三抜粋し、逆に建設省に高覧に供します」と、それは第一として山間部、「上流の河川改修や砂防はきわめておくれけている。」二、「河川工作物に對する戦後の補修が十分でなく、施設が老朽化していたために水害を激化させた。」三は、「特に小規模河川の治水対策を強化するとともに、豪雨による土砂害を受けるおそれのある溪流について、砂防ダムの整備をはかる。」四は、「小規模河川改修、小規模な事業費をもつて一定計画のもとに改修することにより比較的確しい効果を期待できる」といふ、つまりこれは官報資料の抜粋の一部を掲記されて、建設省は、むしろ上流水源工事、あるいは小規模な工事に重点を置くべきであるといふ御意見のように伺えるのであります。が、これは、建設省の新治水五カ年計画の構想として掲載いたしましたもののうち、抜粋された項目でございまして、それぞれ別の項目については、まことに建設省の方針と一致しておるわけでございまして、昭和三十三年以降の治水対策については、特別な措置がとられまして、促進されることになりつつあるわけでございまして、これらの措置によつて治水事業の拡充がはかられるわけでございまして、ここに掲記されてないような、その他の治水対策についても、強力に推進されなければならぬといふのが建設省の考え方でございますので、そういうふうにお答えいたしますと、考えておるわけでございまして。十六は、別にお答え申し上げる必要がないと思ひます。

以上でございます。

○委員長(岩沢忠義君) 何か御発言ありませんか。

○内村清次君 山本さん、あなたに尋ねたいが、やはり大山川の方は、松原ダム方面のものだけをやる、玖珠川の方には、何も治水対策というものがされておらない。

そこで、この間現地の調査団の、特に大分県側の方あたりから聞いてみると、これまた、現地の人たちは強く言つておるのですが、玖珠川は、先ほどあなたの説明によると、六カ所やつただけけれども、適当な場所がないのだ、こういつておられるけれども、現地の方は、玖珠川が非常に流量も多く、そうしてもちろんこれは、土砂の流れは相当多いらしいが流量も多いいうようなことで、ここには、何も治水対策といふものがとられておらないのはなぜかといふところに、非常なまじ私たちが疑問を抱く点があるのです、たとえばこの二つをやつても、下の下流の洪水といふものの調節は、玖珠川を放つておいてもいいかどうか、こういう問題が残るのですけれども、これに對しましては、まず、どういふあなたの方の考えがあるわけですか。

○政府委員(山本三郎君) 先ほど御説明申し上げましたが、玖珠川と大山川は、ほとんど同じような大きな川でございまして、両方におきまして調節ができるならば、非常に有効でございまして。従いまして、いろいろと調査をいたしたわけでございまして、格好な地点が見つからないために、こういうことになつたわけでございまして。ただ土砂の流出の点からいいますと、玖珠川の方がたしかに多いわけでございまして。

て、先ほど開発課長からも申し上げました砂防計画等におきましては、むしろ玖珠川の方が重点的にやらなければならぬというふうに考えておられるわけでございます。もちろん両方の支流に、ダムが大きいのができますならば、どちらに強い雨が降りましても押えられ、片方のできてもありますが、まあしかし、川の川の水の出方に応じて、このダムを操作して参るといふやり方をやりま

すならば、今までの資料から見ますと、二千七百立方メートルの調節は、この二つができますならば可能であるという結論に到達しておられるわけでございます。両方ができますれば、非常にいいわけでございますが、不幸にも、そういう地点がございませんで、こういう結果になったわけでございます。

○内村清次君 今のあなたの考え方は、玖珠川の地点は、どこにもないと断定されておられるのですけれども、これはただ砂防だけで、玖珠川のはんらんというものを、相当なキロ数があるのですが、そのはんらんを、下流の筑後川にいくまでの間でも、下に入るまでも、そのはんらんをとめることができないかどうかという問題が残っております、今からの五カ年計画には、あるいは砂防計画も立てていらっしゃるけれども、まだ詳細に私たちは検討していませんけれども、とにかく今日まで二十三年の最初から、特に二十八年の筑後川の大はんらんのときの今日まで、砂防計画というものは、両方とも全く放置されておる。砂防計画は、ただそのダムの、ダムサイトの位置だけを、今日まで調査されておるのだけ

れども、治水としての形態の治水対策というものは、ほとんどとられておらない。

ここにやはり住民が、どうしても納得できない点があるのです。将来の玖珠川を押えるという対策についても、まだまだ、問題点がありはしないかと私は考えております。その点は、どうですか。

○説明員(小林泰君) この図面について、ちょっと御説明申し上げますと、仰せの通りこの日田に至るまでの中間に森付近に盆地がございまして、相当広大な農地がございまして、従いまして、この付近において築堤、護岸等の工事が進められております。昭和二十八年の水害の場合には、この水害の地方が非常に荒れまして、特に土砂の害が多かったわけでございます。築堤も、そういう土砂の害に支障のないような強固な築堤を現在実施中でございます。

また、特にこの上流部において崩壊地が、むしろこの大山川の水系より、こちらのほうが多いわけでございます。五カ年計画におきまして、また従来の砂防は、こちらの方にむしろ重点が、大分県におかれても置いておりました。五カ年計画の予定としておりました、この上流に七カ所ありの堰堤工、及び四十カ所余りの床固め工を実施することになっておりますが、そのうち堰堤工の、堰堤工は、玖珠川の上流におきまして四十四カ所、床固め工におきましては、三十二カ所というふうな計画になっております。この建設ができますとよろしいのでありますが、この川が、非常に急流になっておりまして、相当高いダムを作っても、貯水量があまりとれない

いというふうな実情でございますので、主として、そういう砂防対策による治水によって、特に中流部の森の盆地の治水対策を完備していきたいという考えでございます。

○内村清次君 そこで、実は日田から出ています代議士がおられるのですが、これが、玖珠川のちょうど北の上流のところに、あなたの方でもダムの建設をしたいというふうな、一応の計画はあったらしいのですけれども、その代議士が、非常に強く要望して、そのダムの建設をとりやめさせたというふうなうわさを調査団の方に現地の人たちから聞かされておる。こういう点の納得がいけないことが一つ。それから、先ほど問題になりました、あそこは、どこですか、重点的な、あそこは久世畑ですね、これは、前に森益地、地元の人々も、相当この地点には執着しておるといふようなお話があったのですが、この地点に、なぜダムができないかという、この二つの問題が刺激しておる一番大きな原因です。

私の方は、あなたの方の説明を一応聞きましてから、この久世畑の問題は、八日の日も十分聞きたいと思うのですが、ただ問題は、下に入りかけの玖珠川のダム、こういう計画があつたかどうか、この点を一つまず聞いておきたい。

○説明員(小林泰君) 先ほど、河川局長から御説明をちょっといただきましたが、玖珠川の下流部という地点が、初めここに予定されました。

この地点は流域面積におきましては五百四十八平方キロでございます、ここで、相当大きな貯水量が得られま

すと、非常に効果的な地点でございます。しかしながら、先ほどちょっとお話ししましたように、この地点は、兩岸の高さが割に低い問題が一つと、それから主として基盤となつております耶馬溪溶岩と、それからその上にあります阿蘇溶岩との間に、やはり火山灰のはさまれた層が相当分布しております。この層が非常に水に溶けやすい性質を持っております。そういう関係から、ダムの高さもあまり高くできないというので、大体五十メートルくらいが限度だといふような地質学者の判定もございまして、それで、せいぜい二千万トンぐらいの貯水容量しかとれないということから、この地点は、あきらめざるを得なかったというところでございます。

○内村清次君 あとの点は、またあとで詳細にお聞きすることといたしますが、この認定申請書の中に、あなたの方から、これは地建を通じて出しておるところの、水没地帯の九州電力会社に対しての土地収用法第十八条の二項三号で通知を出しております。その通知に対しては、九州の電力会社の方では、確かにこれだけの電力の犠牲があるから、今後二つのダムができたときにおいては、この電力は一つ九州電力の方に全部その権利を譲ってもらいたいという理由書を書いてあるのです。これに対して建設大臣や、また特にあなたの方の意見というものが重要でしようが、どういふような態度をきめておるのですか。

○政府委員(山本三郎君) これにつきましては、正式には水利権の許可が、知事から出たときに確定するわけでございます。今お話のように、九州電力

の発電所もつづれるので、そのかわりの施設にもなるのだから、発電所ができるならば、九州電力にやらしてもいいというふうな、こういう意見はございまして、これにつきましては、水利権の許可を出します知事の意見が、まず第一番でございます。今後検討いたしまして、それらの点はきめなければならぬというふうに考えております。

○内村清次君 それから、この認定書の終わりごろに、熊本県知事が六月二十日に、地建局長に出しているところの返信、それからまたさらに五月に一回出しているのですが、この内容を見てもみますと、条件が少し書いてあるようです。この条件が少なかったならば、この十八条二項三号の規定に基づく照会に対してはよろしいというふうな意見書を書いておられるのですけれども、この熊本県知事が、この間の委員会では、建設大臣の意向を汲んで、現地にいったけれども、十分面会の機会がなかった。こういうふうなお話もあつたのですが、熊本県知事は建設省に対して、この問題に対して、何回くらい意向を報告したり、そういうふうなことをやっておりますか、どういふような意見を述べておりますか、書面以外のことも、書面の条件でもよろしいのですか。

○政府委員(山本三郎君) 今のお話の事業認定の問題につきましては、各官庁等から、いろいろの意見がございまして、これをつけて建設省の方に、事業認定の一つの手続といたしまして報告になっているわけでございます。これを、どういふふうに取り上げるか

という問題あるはこれについてどう
いうような処置をするかという問題
は、今後の問題でございます。

それから熊本県知事さんは、従来こ
れにつきまして、御協力的な態度を
とっていただいているわけでありまし
て、地方建設局からは、しばしば知事
さんのところに訪れまして、こちらか
ら御協力をお願いをいたしまして、知
事さんといしまして、この事業の
必要性を認めまして、土地収用法に
よる立ち入りの試験の許可等を出して
いただいているわけでございますので、
その点につきましては、御協力を私ど
もといしまして感謝いたしている
次第でございます。ただいまお話のあ
りました事業認定に対する意見書につ
きましては、これは一つの手続的問
題でございますので、これについて、
どうするかという問題は、今後の問題
であると考えている次第でございます。

○委員長(岩沢忠義君) ちょっと速記
をとめて。

○委員長(岩沢忠義君) 速記を始めて
下さい。

○安田敏雄君 今、内村先生の御質問
に関連して、玖珠川と大山川の流量
は、先生の質問では、玖珠川の方が流
量が多いのだ、御答弁の中では大体同
じ流量だと、こう言いますが、下流の
合流点がありますが、この地点でもっ
て、大体、阿河川の流量は、どれくら
いになっているか、数字を示してい
たきたいと思います。

それから、その合流点の近くに女子
畑発電所というのがあるが、これは、
九州電力の発電所と思いますが、さら

に下流に行つて、有明発電所というの
がございすけれども、この阿河電所
におけるところの常時出力、認可水
量、こういうようなものを一応お示し
願いたいと思つておられます。という
のは、今度の、この二つのダムと
に予定される発電所が、やはり九州電
力の所管になるように思われるわけ
でございますから、そういう点のため
の参考資料として一つお示し願いたい
と思つておられます。なお、説明書
の中では、この阿河ダムによって発電所
を二カ所設置して合計最大出力が三万
九千キロワットと、こういうように出
ておりますが、それとされたば松原
発電所は何キロワットである、これに
対するところの最大と常時、それから
予定する使用水量、同じ下釜ダムの同
様なものを一つ資料として御提出願
いたい、こういうように思つておられ
ます。

○田上松衛君 小林閣下部長のさつき
のお話は、相当長い時間を費やしたわ
けでありますけれども、このことは先
刻田中さんからも言われたように、九
州地建の方から土地収用法の第十六条
の規定に基づいて、いわゆる事業認定
の申請書を出した。これに基づいてこ
の室原知事は四十七名が連名をもつ
て十六項目にわたる意見を出してきた
わけですね。そしてこの意見に対して
は、ないしは質問にわたる分もあるで
しょうけれども、かくかくに答えない
と思つておられるというようなことが言
われておつたわけですね。ところが考え
てみると、われわれがきょう勉強し
たいというところは、一体建設省がどう
いう工合にこれに決意されておるか
という要点がつかみたいということ、及
び先方が結論的にどういうところにど

ういう考えを持っておるかという要点
を察したかったわけですね。きょうの御
説明は、ただ繰り返して申し上げま
す、事業認定書に対する、これにつ
いて一つ一つをつかまえて言つてお
るだけなんです。私はほんとうの向
この気持は結論的は申し上げる
こと、むしろ向こうさんの意向というも
のは、まず下釜ダム計画には絶対反対
であるという立場をとつて、そのあと
に追記として書いてあるところの三つ
の歌がございすね、これがほんとうは
偽りない気持を要約しているだろうと
思つておられます。そのことは前の質問な
いし意見等を含めて、向こうはここに
重点があるのだから、こう考えるわけ
です。

そこで一応こういうまあ向こうさん
の代弁する気持で申し上げるのですが、
こういうこと三つの歌に対して、こ
の場合には建設大臣から聞きたいん
ですけれども、おいでにならないから山
本河川局長から聞きたいのですが、
一体これをどういう工合に感じ取つて
おられるか。そこで大よその決意とい
うものが伺えるかと、こう考えるから
あえて申し上げるわけですね。まあこ
うですけれども、小林さんのさつき
の説明は、以下に言うまでもないとい
ふに軽くおつて、ただこの言葉の行
方についてあつた、こうだといふよう
なことだけのことしかないわけですか
らほんとうのこの気持は追記の三首の
中に出ておるのじゃないか。どうこれ
をお取り扱いになつて考えておられ
るか、一応伺ひしておきます。

○政府委員(山本三郎君) 最後に歌が
書いてございす、第一番目は「玖
珠川や杖立川を放置して筑後川に洪水
なしやこれ建設省」ということでござ
います。これのおっしゃつておること
は私もよくわかるような気がいたしま
す。玖珠川と大山川が二大水源でござ
いまして、筑後川は両方の水が流れ
て、合流して下流に被害を及ぼして
いるので、玖珠川を何にもやらな
い、もう一つは玖珠川にもダムを作
る地点があるのに、何かの原因でそれ
をやめて、自分の所だけにダムを持
てきたんじゃないか、というふうな懸
念も持つておられるのじゃないかとい
うふうに思つておられます。

もう一つはこれには書いてござい
せんけれども、久世畑という最初に申
上げました大きなダムの一つの計画
がございす、これも一つやりたい
つもりで調査しておつたけれども、政
治的問題でこれはやめたんじゃない
かというふうなこともここには直接に
は書いてございせんが、ほかのダム
の候補地点があつたのにそれをほかの
理由でやめて、うちだけに持つてきた
んじゃないか、ということが言外に含
まれておるんじゃないかというふう
に考えておられます。これにつきましては
先ほど来るる御説明申し上げました
が、私も玖珠川に良好なダム地点
がありまふならば、ここで洪水調節を
大山川と同時にやりますならば、これ
はもう万全の策でございますけれども、
それが先ほど来申し上げておりま
すように地質上絶好の地点が得られな
いし、しかもできたといつたしましても
非常に小さな貯水量しか得られないとい
うことでやむを得ずこういうことにな
つたわけでございます。それから久
世畑ダムにつきましてもわれわれとい

洪水の疎通ができるようにという観点からやっております。上流は三百戸余りの戸数の移転でございますけれども、下流におきましてはこの計画でも千七百戸の人家の移転をしなければならぬという計画でございますが、決して上流だけ――まあ上流は利益はございませぬけれども、上流の個人的に申し上げますと、上流の方だけに御迷惑をかけているということもございせんので、何とかこの点は大局的立場から御協力をいただきたいというのが私どもの念願でございます。

それから「国鉄の公共補償（久大線）」に怖れなしダムサイトの組合せ外せるか下掘り」ということでございまして、これが先ほど内村先生からお話がございましたが、日田市のこの地点でございまして、この地点はずうと川に沿いまして久大線が通っております。このダムを作った場合の補償がどのくらいかかるかということも同時に検討をいたしましたわけでございますが、もちろん鉄道を移転してやるといたしますと相当の金もかかるわけでございます。それと工事費に入っておりますので相当の金もかかって参ります。そういう点もございまして、主として先ほど来申し上げましたように、絶好な場所ではございませぬけれども、地形上大きなダムが作れない、地質の点等から考えましても相当大きなダムがでないというような点から、この点を諦めたわけでございます。久大線の補償に對しまして、相当の金はかかるということも考えられますけれども、それよりもむしろ地質の問題、地形の問題が大きな要素であったということでございます。この点に

つきましては岩手県の湯田ダムという所では、鉄道の付けかえを十数キロにわたりますようお願いをいたしまして、ダムを築造していただくわけでございます。鉄道がある程度付けかえを要しなければならぬということになりまして、その地点がダムとして好適の地点であるなら、私どもはそういう点恐れをなすというようなことは決して考えておらぬわけでございます。それらも総合的に勘案いたしまして、工費が非常に大きくなったり、あるいは鉄道の付けかえできないというような決定的なことが出て来ますれば、それも一つのやめる原因になるとは考えられますけれども、この地点ならば久大線の付けかえというようなものがない程度でございせんし、金額的にもやはりの程度線路の付けかえというものは限度があるわけでございます。で、地形、地質等が許しますならば、もちろんここにダムを作ることに踏み切ったわけでございますが、先ほど来御説明申し上げますように地形、地質が許さなかつたので、まことに残念でございます。これを放棄せざるを得なかつたということでございます。いろいろ調査の結果、どうしてもこの二個地点以外には計画にマッチできるようなダムが築造できないという点で何とかこの点につきましては大局の見地から御賛成をいただきまして、築造に着手したいというふうに考えておる次第でございます。

○田上松壽君 今の説明で十分わかったのですが、念を押しておきますけれども、位置を変更する等の意思は目下のところ全然ない、ということに理解しておいていいわけですね。

○政府委員（山本三郎君） この点につきましては私はもちろんのこと、建設省といたしましてはそういう決心しております。

○田中一君 資料を要求します。この事業認定申請書に対する意見書の中で解明しなければならぬ点です。第1に對する通産省の見解、これを書類でお願いしたい。

それから5のうち、中津江村対策委員会の議事録をお出し願いたい。

それから同じく5の中の内容ですが、反対者に対して配付した書類一切をお出し願いたい。何か反対書類を出したというから、お出し願いたい。

それから9、久世畑の実質的に不可能を立証する技術的に権威ある調査書を、できるなら建設省ばかりでなくして第三者側の、学校の先生にもやつてもらつたというから、お出し願いたい。

それから10に對して、下笠ダムの現在までの調査した書類、立証する、調査したといつていますから、それに対する書類をお出し願いたい。これも同じく学者がもし関与しているなら、その学者の報告書をお出し願いたい。それから12に對して、現地における砂防工事の計画と実施の現状に對する資料をお出し願いたい。

13の意見に對しては下笠、松原ダムの建設費の比較表をお出し願いたい。14に對しては、図面を提出せよ。15に對しては、一月四日付官報の五年計画を提出していただきたい。

以上。

○政府委員（山本三郎君） 今の資料のうち中津江村の速記録というものがあ

れば、こちらでは出すつもりではあります。議事録でございますが、議事録というものは私どもも取り寄せるつもりでありますけれども、あるいは間に合わぬというようなことが出てくるかもしれません。努力はいたします。

○田中一君 これは、ここに書いてある通り、さつき小林君も言っているように、係官が出席しているというのです。出席しておれば、少なくともその人間が局長の代理で行つてゐる以上、もしも正式な議事録というものが持たなければ、メモ程度のものでもあつては行かぬ。このことが提出できない理由はございせん。出して下さい。

○政府委員（山本三郎君） 今のようなお話なら私も調べまして提出いたします。

○委員長（岩沢忠義君） ほかにどなたか資料の要求はありませんか。……なければ本日はこれで散会いたします。あとまだ懇談をしていただきたいと思ひますが、一応委員会は散会します。

午後四時四十七分散会

昭和三十五年三月五日印刷

昭和三十五年三月七日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局